

第3節 通商政策局	181
2011年度の通商政策に関する主な動き（総論）	181
1. アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）の構築を通じた経済連携戦略	181
1. 1. 経済連携の推進（「包括的経済連携に関する基本方針」決定後の取組）	181
2. 独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）	181
2. 1. 沿革	181
2. 2. 事業の概要	181
世界経済の動向	183
1. 全体概況	183
2. 各国経済	184
2. 1. 米国経済	184
2. 2. 欧州経済	184
2. 3. 中国はじめ新興国～減速傾向を示すものの、堅調な成長が見込まれる～	185
多国間通商交渉	186
1. W T O（世界貿易機関）	186
1. 1. W T Oドーハ・ラウンドの推進	186
1. 2. 「開発ラウンド」としてのドーハ・ラウンド・国際版一村一品キャンペーン	192
2. A C T A	193
2. 1. A C T Aの背景：模倣品・海賊版の世界的な拡散と新しい国際的なアプローチ	193
2. 2. A C T Aの概要	193
2. 3. A C T Aの意義と展望	193
3. G 8サミットとG 20サミット	194
3. 1. G 8ドーヴィル・サミット	194
3. 2. G 20カンヌ・サミット	195
4. O E C D（経済協力開発機構）	195
経済連携協定（E P A／F T A）、二国間投資協定（B I T）、二国間関係等	196
1. 経済連携協定、二国間投資協定	196
1. 1. 経済連携協定（E P A／F T A）	196
1. 2. 二国間投資協定（B I T）	201
2. アジア戦略	201
2. 1. 新成長戦略（基本方針）	201
2. 2. C E P E A／R C E P	201
2. 3. E R I A	202
3. アジア大洋州各国関係	202
3. 1. 日中関係	202
3. 2. 日韓関係	204
3. 3. 日モンゴル関係	204
3. 4. 日インド関係	204
3. 5. 日豪関係	205
3. 6. 日中韓関係	205

3. 7. 日・ASEAN関係	205
4. 米州関係	207
4. 1. 日米関係	207
4. 2. 日・カナダ関係	207
4. 3. 日・中南米関係	208
5. 欧州・ロシア関係	209
5. 1. 日欧関係	209
5. 2. ASEM	211
5. 3. 日露・中央アジア・コーカサス関係	212
6. 日・中東アフリカ諸国関係	212
6. 1. 中東・北アフリカ地域	212
6. 2. アフリカ諸国（サブサハラ地域）	214
6. 3. 今後の方向性	215
7. APEC（アジア太平洋経済協力）	215
7. 1. 首脳会議	215
7. 2. 閣僚会議	216
7. 3. 分野別大臣会合	217

第3節 通商政策局

2011年度の通商政策に関する主な動き（総論）

1. アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）の構築を通じた経済連携戦略

1. 1. 経済連携の推進（「包括的経済連携に関する基本方針」決定後の取組）

我が国は、2010年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、「世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める」と同時に、「そのために必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進する」ことを決定した。特に、「政治的・経済的に重要で、我が国に大きな利益をもたらすE P Aや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す」ことが政府内で合意された。

この基本方針においては、アジア太平洋地域が我が国にとって、政治・経済・安全保障上の最重要地域であるとの認識にたち、アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）は、我が国と切れ目のないアジア太平洋地域を形成していく上で重要な構想であり、2010年のA P E C議長国として、同構想の実現に向けた道筋をつけるため、我が国が強いリーダーシップを発揮することが表明された。

基本方針の決定後に開催された横浜A P E Cでは、F T A A Pの実現に向けて具体的な手段をとることとされ、A S E A N+3、A S E A N+6、及び環太平洋パートナーシップ（T P P）協定等、現在進行している地域的な取組等を基礎とした上で、これらを更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定の実現を追求していくことが合意された。

2. 独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）

2. 1. 沿革

独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）の前身、日本貿易振興会は1958年に設立され、輸出振興を主たる目的として、情報収集、調査、展示、取引斡旋等の事業を行ってきたが、近年は、経済情勢の変化を踏まえ、輸出振興を始めとする中小企業の海外ビジネス支援や対内直接投資の促進へと事業の重心をシフトしている。

1998年7月には、アジア・太平洋地域等との通商経済上の協力を推進するため、我が国最大の地域研究機関であるアジア経済研究所と統合した。

2001年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」においては、貿易振興、開発途上国調査研究の分野で実績を積み上げてきた日本貿易振興会を「独立行政法人日本貿易振興機構（以下「J E T R O」という）」と改組することがうたわれ、2003年10月1日に独立行政法人へ移行した。

2011年4月1日から2015年3月31日までの第三期中期目標期間においては、世界大の貿易の自由化が進展する中、引き続き我が国の経済力を発展、維持するための新たな成長基盤の確立、構造改革に資するべく、中小企業を中心とする日本企業の海外展開、対日投資促進、アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等に直接的に資する業務に重点化し、それら業務を効果的に実施するための調査・研究や情報発信、貿易投資相談といった業務に取り組むこととしている。

2. 2. 事業の概要

(1) 中小企業を中心とする日本企業の海外展開

中堅・中小企業の輸出促進を図るべく、貿易・投資相談への対応、海外バイヤー・有識者の招へいや海外における展示会への出展支援（2011年度には90,739件の商談を実施）など従来から実施している各種支援事業に加え、特に農林水産物・食品分野の輸出促進を重点的に実施すべく「農林水産物・食品輸出促進本部」を2012年1月に設置し、農林水産省や関係団体と連携した各種取り組みを開始した。また、サービス産業分野の海外展開支援を専門に行うために「サービス産業支援課」を設置し、海外市場視察ミッションの派遣など支援事業も開始した。

こうした各種輸出支援により、これまで内需に依存していた業界における海外市場開拓意欲を喚起、また、中小企業単独では困難な海外市場開拓を強力に後押しし、個別企業の商談や成約に貢献した。

在外企業支援については、海外進出や現地での企業経営上の問題等に関する相談対応や現地政府への提言等を通じて、日系企業の海外事業展開を支援した。また、日本企業の海外における知的財産の保護活動を支援するために、

知財法制度や運用についての改善要望や、中国、アジアの各国政府等との連携による知財セミナーやシンポジウムの開催などを行った。

また、地域経済活性化を図るため、国内外のネットワークとその機能を活用し、海外調査、ミッション派遣、海外企業・有識者の招聘等にて国内地域と海外地域との産業交流を支援する「地域間交流支援事業(R I T事業)」を実施した。

海外ビジネス情報提供については、在外日系企業の活動実態調査など日本企業の海外における活動状況などを定期的に調査し情報提供したほか、2011 年 10 月にタイで発生した洪水による日本企業のビジネスへの影響など、突発的な状況変化に対応して機動的に海外情報を収集し、情報提供した。

(2) 対日投資促進

日本経済を活性化するため、海外からのビジネス拠点や高付加価値機能の呼び込みを中心に、雇用維持・創出効果、アジア拠点化への貢献、内需拡大等の面で経済波及効果が高い案件に重点を置いて対日投資促進事業を実施した。

「企業発掘から企業設立、事業拡大までをシームレスにつなぐための支援」、すなわち外国企業誘致のワンストップサービスを果たすとともに、地域経済活性化に資する投資誘致活動として、国内外企業のマッチング支援、自治体の首長トップセールス・海外誘致活動支援、既進出外資系企業による地域への投資(二次投資)の支援等を実施した。

東日本大震災の影響を受け、外国企業による対日進出準備活動の延期・キャンセルが相次ぐ中、日本経済・市場や原発に関する正確な情報を、関係省庁・地方自治体との協力で、国内外で開催したセミナー・シンポジウム等を通じて発信し、対日投資への関心を喚起することに努めた。これらの活動を通じ、日本市場の魅力を再認識する外国企業の増加に寄与し、669 社に対する対日投資支援を行うと共に、69 社の対日進出を実現した。

(3) アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等

調査・研究については、F T A・E P A等によって形成される広域経済圏やW T Oの推進など、我が国の通商政策や民間ビジネスの促進の寄与に重点を置いて実施した。ま

た、国際機関等との連携を通じた調査・研究として、J E T R Oアジア経済研究所はW T Oとの間で「付加価値貿易」に関する共同研究を行い、2011 年 6 月に成果報告書を公表した。本研究は国際貿易の新たな統計手法として複数の国際機関や諸外国政府から関心が寄せられている。さらに、我が国企業の新たなビジネス機会を見出す見地から、新興国市場を中心にボリュームゾーンにおける先行事例や潜在ニーズを調査した。

情報発信については、各国政府関係者等外国要人との交流を通じ、我が国との経済・産業交流の強化、我が国企業の国際化、J E T R O事業を通じた東アジア経済圏形成における貢献等について、積極的に情報発信を行った。

(4) 東日本大震災

東日本大震災に続く原発事故、それに伴う諸外国の輸入規制、風評被害により大打撃を受けた日本の輸出産業の支援を行うべく、復興支援対策として、被災地中小企業事業者の海外展開支援や、海外での風評被害の払拭のための広報活動を積極的に展開した。被災地企業の海外展開支援としては、海外バイヤーを招聘した商談会の被災地での開催や、海外展示会出展料の補助等を行った。また、風評被害払拭のための広報活動としては、国内外 21 都市で 28 回の外国政府・産業界向け説明会を開催し、また、31 カ国・地域での 70 の展示会等における広報ブースの設置、中国や香港、ロシア、マレーシアなどのジャーナリスト、オピニオンリーダーの招へいなどを実施した。

また震災による物流・調達などの影響により海外とのビジネストラブルが発生した場合の対応などについて、緊急災害対策のための相談窓口を設置し、国内外企業の支援を実施した。

(5) 組織の見直し

海外事務所については、企業ニーズ、我が国との貿易投資関係等を踏まえ、ビジネスニーズが高まる地域へ拠点設立を検討する一方で、日本との貿易投資額の減少、日本企業の撤退などにより当該国へのビジネスニーズが減少している地域の拠点については見直しを行ってきた。2011 年度については具体的な事務所開設・閉鎖はないものの、翌年度以降に向けて引き続き内外ニーズ等を踏まえた候

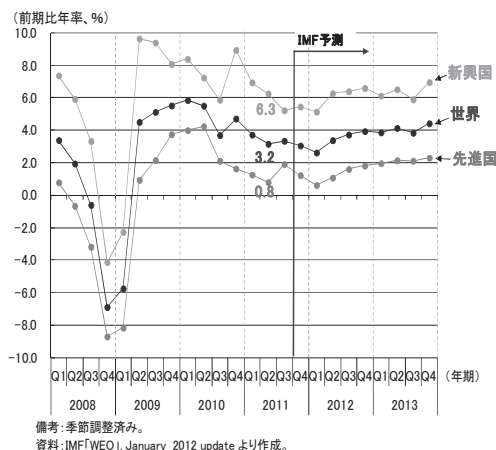
補都市の選定および比較検討を進めた。

世界経済の動向

1. 全体概況

2011 年に入り、世界経済の回復に陰りが見え始めた。特に後半は、先進国、新興国の双方の成長速度が鈍化すると共に、財政、金融の安定性への懸念が増した。2011 年 6 月以降、ユーロ圏では、当事国の意見対立によりギリシャのデフォルト懸念が収束せず、市場の懸念はイタリアやスペインにまで拡大した。また、米国では、連邦政府の債務上限引上げを巡る政治的対立により、一時的なデフォルトの可能性が生じた。実際には妥協の成立により回避したものの、8 月 5 日には、大手格付会社の 1 つが米国債の格付を史上初めてトリプル A からダブル A+へと引き下げた。このような米国の財政懸念とユーロ圏債務危機の深刻化を反映し、2011 年夏から秋には世界同時株安、国債価格の下落、為替市場の変動など、世界的な金融市場の混乱が生じた。2011 年 8 月以降、国際機関やアナリストによる世界経済の見通しは下方修正が相次いだ。

さらに、新興国においても、2011 年前半までの物価上昇に対する金融引締めに加えて、欧州債務危機の影響による金融市場の混乱並びに欧州向け輸出の減少等が背景となり、減速傾向が目立ってきた。2011 年第 2 四半期の時点において、新興国の GDP 成長率（前期比年率、6.3%）は、先進国（同 0.8%）を大幅に上回り、今後も堅調な経済成長を維持することが見込まれる（参考図：世界実質 GDP 成長率の推移（2012 年 1 月））。新興国では物価の落ち着きが戻りつつあり、2012 年に入って金融緩和による経済成長の下支えへと軸足を移す流れが強まっている。引き続き、世界経済の牽引役としての役割が期待されている。



（参考図：世界実質 GDP 成長率の推移（2012 年 1 月））

なお、IMF は 2012 年 4 月、米国経済の改善、欧州債務危機のある程度の安定化を主な理由に「世界経済の見通しは再び次第に力強さを増している」と指摘、2012 年の世界経済見通しを同年 1 月時点のものから 0.2%引き上げ、3.5%とした。また、先進国、新興国についても 0.2%引き上げ、各々 1.4%、5.7%とした。大部分の国・地域で見通しが上方修正され、プラス成長が見込まれる中、スペインとインドは下方修正され、ユーロ圏全体とイタリア、スペインはマイナス成長の見通しとなっている（参考図：世界経済の見通し（実質））。 IMF は、「主要な先進国・地域は緩慢ながら再び回復、新興国も比較的堅調な成長が続く」ものの、「改善の足取りは極めて脆弱」とし、欧州債務危機の一層の悪化、原油価格の急騰等の下ぶれリスクは引き続き高い、と指摘している。

	2010	2011	2012 (IMF見通し)	2013 (IMF見通し)
世界(購買力平価ベース)	5.3	3.9	3.5	4.1
先進国	3.2	1.6	1.4	2.0
米国	3.0	1.7	2.1	2.4
ユーロ圏	1.9	1.4	-0.3	0.9
ドイツ	3.6	3.1	0.6	1.5
フランス	1.4	1.7	0.5	1.0
イタリア	1.8	0.4	-1.9	-0.3
スペイン	-0.1	0.7	-1.8	0.1
日本	4.4	-0.7	2.0	1.7
英国	2.1	0.7	0.8	2.0
カナダ	3.2	2.5	2.1	2.2
アジアNIEs	8.5	4.0	3.4	4.2
新興国	7.5	6.2	5.7	6.0
中東欧	4.5	5.3	1.9	2.9
ASEAN5	7.0	4.5	5.4	6.2
ブラジル	7.5	2.7	3.0	4.1
ロシア	4.3	4.3	4.0	3.9
インド	10.6	7.2	6.9	7.3
中国	10.4	9.2	8.2	8.8
中東・北アフリカ	4.9	3.5	4.2	3.7
南アフリカ	2.9	3.1	2.7	3.4

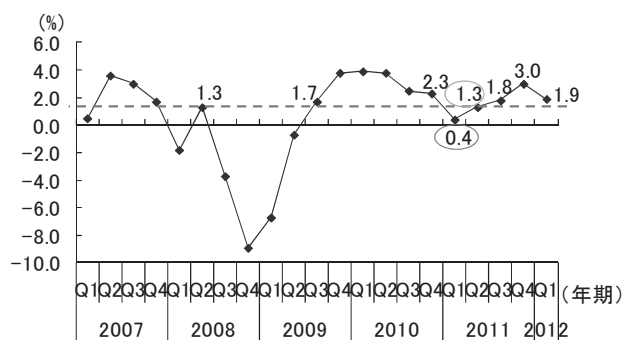
備考：ASEAN5は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム。
資料：IMF「WTO」, April 2012より作成。

（参考図：世界経済の見通し（実質））

2. 各国経済

2. 1. 米国経済

2011 年、米国の景気回復に向けた足取りは緩やかなものとなった。2010 年夏以降の原油価格の急騰が企業並びに消費者のマインドを萎縮させ、需要低迷が続いた。一方、2011 年 5 月、米国では連邦債務が 14 兆 3000 億ドルの法定上限に達し、デフォルト（債務不履行）の危機に直面、その回避に必要な債務上限の引上げを巡り、合意期限の同年 8 月 2 日直前まで政治的対立が続いた。その間、市場では、万が一、米国が実際にデフォルトに陥り、再びリセッション（景気後退）入りした場合、各国の経済や市場に大きな影響を及ぼすとの懸念が高まった。結果的に、妥協の成立によってデフォルトは回避されたものの、その間の政治的混乱は米国の財政の先行きに対する不透明感を深めた。同年 8 月 5 日には、米大手格付会社の 1 つが、「オバマ政権と米議会が合意した財政健全化策は、米財政の中期的な安定に必要とされる内容としては不十分」とし、米国債の長期信用格付を最高水準の「トリプル A」から「ダブル A⁺」に 1 段階引き下げ、米国の財政の持続性に対する懸念を投げかけた。一方、7 月末に公表された米国 GDP の改定値において、2011 年第 1 四半期の GDP が大幅に引き下げられ(前期比年率 1.9%→0.4%へ)、第 2 四半期は市場予測を下回る 1.3%にとどまった結果（参考図：米国 GDP（前期比年率））、2011 年上期、既に米国経済が、2008 年金融危機前の GDP を下回って失速状態にあったことが明らかになった。



資料：米国商務省データベースから作成。

（参考図：米国 GDP（前期比年率））

こうした一連の状況は、労働市場の回復の遅れ、住宅市場の長期低迷等による米景気の先行き不安を更に高めることとなった。

その後、2011 年第 4 四半期から米国経済は持ち直しの兆しが見え始めた。背景として、日本の震災に伴う供給制約が解消される中、自動車を中心に生産が持ち直したこと、雇用回復に向けた兆しが見受けられること、個人消費が底堅く推移したこと、また、米国の輸出が回復傾向を取り戻したこと等が寄与した。2012 年に入ってから輸出は増加し、製造業・非製造業共に企業マインドが改善傾向にあるなど、米国経済は緩やかな回復基調を維持している。一方、雇用情勢については、2012 年 4 月の雇用者数の増加が予想を下回るなどいまだ不安定であり、IMF は、2012-13 年を通じて、雇用者数の増加見通しはごく緩やかにとどまると指摘している。住宅価格も低迷状態から脱していない。また、2011 年秋以降、世界的な景気回復期待の高まりやイラン情勢の緊迫化を背景に原油価格が上昇、ガソリン価格も上昇傾向にあり、購買力の低下と消費者マインドの悪化が個人消費を下押しする懸念がある。さらに、2011 年 8 月 2 日に合意に至った米連邦債務の上限引上げについて、条件とされた財政赤字削減策について、最終期限の 2011 年 11 月 23 日までに合意に至らなかった。今後は、国防費を中心に強制的に歳出削減が実施されることとなる。併せて、ブッシュ政権時代の減税措置の失効（2012 年末）、社会保障税減税及び失業保険給付期間拡大の失効（2012 年末）等の財政問題も控えており、この先、米国経済の回復傾向が腰折れしかねないとして懸念視されている。

このように、米国経済は緩やかな回復基調を維持しつつも、下ぶれリスクが依然として残る。

2. 2. 欧州経済

2010 年 5 月に、IMF 及び EU 等がギリシャに対する金融支援に合意した後も、金融市場では、南欧等諸国¹の財政に対する懸念が高まり、2010 年末にはアイルランド、2011 年 4 月にはポルトガルへと金融支援の対象は拡大した。2011 年 6 月半ば以降、ギリシャ問題が再燃するが、ユーロ圏当事国の調整が難航²、欧州問題の深刻化に対する懸念は世界の金融市場に広がった。2011 年 8 月の世

¹ ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャ、スペイン

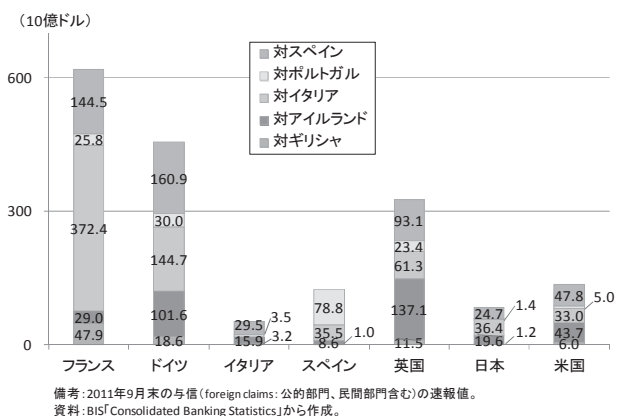
² 2011 年 8 月、フィンランドがギリシャへの新たな緊急融資に対して担保を要請。他の国も一部追随。融資手続きが遅れ、市場ではギリシャのデフォルト危機が再燃（欧州問題の深刻化）。

する懸念は世界の金融市場に広がった。2011 年 8 月の世界同時株安、同年秋口の新興国からの資金流出など、当初は、ユーロ圏の一部の国の財政に対するものだった市場の不安は、世界の金融システムの安定性に対する懸念へと拡大していった。

こうした事態が金融機関の融資縮小や新興国からの大量の資金流出を招きかねないとの不安が広がると共に、ユーロ圏各国の輸入減少によって、輸出国側の実体経済にもマイナスの影響を及ぼした。

欧州中央銀行（ECB）は、2011 年 12 月と 2012 年 2 月に無制限の資金供給を実施、また、2012 年 3 月にはギリシャ追加支援の実施に合意し、同国国債のデフォルトが回避された。こうした取組により、2012 年に入ってから欧州経済に対する市場の不安はいったん後退したが、当面の景気は依然として厳しく、財政懸念は払拭されていない。例えば、南欧等諸国向けの与信残高は、2011 年 9 月末時点で、フランス、ドイツの金融機関を中心として高い水準にある。（参考図：主要国の南欧等諸国向けエクスポージャー（2011 年 9 月末））今後、欧州債務危機が再燃した場合には、金融市場の動揺を通じて世界経済を下振れさせる可能性がある。

なお、同図が示すように、日本の金融機関の南欧等諸国向け与信残高は 830 億ドル程度と、フランス（6,200 億ドル）、ドイツ（4,600 億ドル）等に比してはるかに小規模であり、直接的な影響は限定的と考えられる。ただし、実体経済における外需低迷、更には世界的な信用収縮が広がった場合、日本経済への大きな打撃が生じかねない。



（参考図：主要国の南欧等諸国向けエクスポージャー（2011 年 9 月末））

2. 3. 中国はじめ新興国～減速傾向を示すものの、堅調な成長が見込まれる～

新興国では、2009 年後半以降の力強い回復に加え、先進国の金融緩和に伴う大量の資金流入を受けて景気が過熱に向かった。また、資源・食料価格の世界的な高騰もあり、インフレの進行に対する懸念が拡大した。このため、2010 年中盤以降、新興国では政策金利や預金準備率の引上げ等が強化された（参考図：主要新興国の政策金利の推移）。こうした「金融引締め」への政策転換が奏功し、2011 年後半には新興国のインフレ懸念は沈静化に向かった。

	2011 年												2012 年				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
ブラジル	11.25	11.25	11.75	12.00	12.00	12.25	12.50	12.00	12.00	11.50	11.50	11.00	10.50	10.50	9.75	9.00	9.00
ベトナム	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00
インド	6.50	6.50	6.75	6.75	6.75	7.25	7.50	8.00	8.00	8.25	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.00
ロシア	7.75	8.00	8.00	8.00	8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
中国	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81
インドネシア	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50
トルコ	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25	6.25
フィリピン	4.00	4.00	4.25	4.25	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.25	4.25	4.00	4.00	4.00
タイ	2.25	2.25	2.50	2.75	2.75	3.00	3.25	3.50	3.50	3.50	3.25	3.25	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00

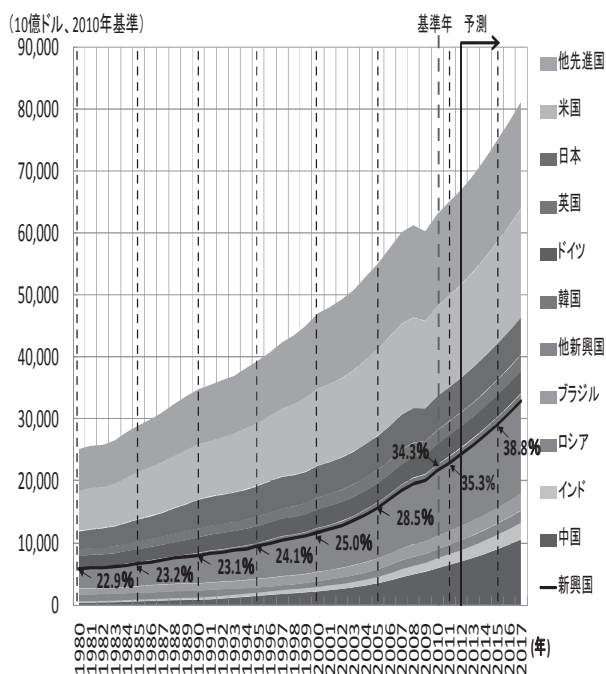
資料：CEIC データベース、各国政府公表資料から作成。
（参考図：主要新興国の政策金利の推移）

他方、継続的な金融引締め策の実施により、2011 年後半は、ブラジル、インド、ロシア、南アフリカ、トルコ等、一部の新興国において、経済成長の減速傾向が表れ始めた。さらに、欧州債務危機の影響は新興国にも及んだ。金融面では、欧州の民間金融機関によるアジア新興国からの資金引上げ³が発生、長期化すれば新興国の高成長を支えてきた外国からの資金流入が縮小し、企業活動や個人消費を抑制しかねない、と懸念された。また、貿易面では、新興国の主要輸出先である EU の輸入減少により、新興国の輸出は伸び悩んだ。このように、世界経済の回復を牽引してきた新興国においても、2011 年は、金融引締めや欧州債務危機の影響によって経済成長に陰りが生じた。

一方、2011 年後半からのインフレ沈静化を受けて、2012

³主な背景として、①欧州銀行が、債務問題の深刻化による信用収縮に備えて手元のドル資金を厚くするため、アジア新興国の企業への融資の引揚げや株・債券の売却を行ったこと、②投資家のリスク回避姿勢が強まったこと等が指摘されている。

年に入ると、新興国の間では、政策の軸足を金融引締めによる物価抑制から、金融緩和による景気下支えへと移行させる動きが続いている。また、IMF、OECD等の国際機関は、新興国は引き続き堅調な経済成長を維持する、との見通しを示している。仮に、更なる危機が発生した場合も、新興国は先進国に比較して金融・財政の両面から政策余地は大きいとの見方が多い。IMFによれば、新興国経済の世界経済に占める割合は、2010年が34.3%、2011年が35.3%となり、2015年には38.8%に拡大することが見込まれており、引き続き、世界経済の成長を支える役割が期待されている（参考図：世界の名目GDPの推移）。



資料：IMF「WEO, April 2012」から作成。

（参考図：世界の名目GDPの推移）

多国間通商交渉

1. WTO（世界貿易機関）

1. 1. WTOドーハ・ラウンドの推進

(1) WTOドーハ・ラウンドの意義

WTO（世界貿易機関）は、ウルグアイ・ラウンド（1986～94年）の結果、戦後の多角的自由貿易体制を支えてきたGATT（関税及び貿易に関する一般協定）を発展させる形で、1995年に設立された。

従来のGATT体制では、加盟国に対し、関税引下げを中心とする貿易自由化や貿易ルールの策定のための交渉

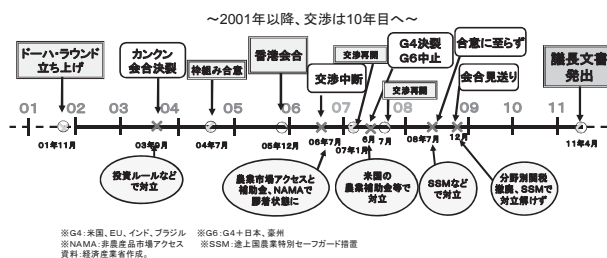
（多角的貿易交渉。以下、「ラウンド」）が行われていた。WTOでは交渉の対象が拡大し、サービス協定、知的財産権協定など、国内措置をも対象とする規律が整備されたこと、紛争処理のプロセスが大幅に強化されたことが特徴であり、加盟国も153か国（2009年3月現在）に増加した。

多角的自由貿易体制を支えるWTOの維持・発展は、貿易立国である我が国の繁栄に不可欠である。経済・産業の発展を任務とする経済産業省にとっては、経済界と連携して我が国の国際競争力強化に資する形でラウンドを推進しつつ、通商に関する紛争解決機能も有するWTOに対して国内的・国際的な信任を維持することが重要である。

現在行われている貿易交渉は、「ドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）」と呼ばれている。2001年、カタールの首都ドーハにて開始が決定されたこのラウンドの目的は、貿易の更なる自由化、通商ルールの強化、サービス、知的財産といった新しい分野への対応などが挙げられる。

しかし、最大の特徴は「（途上国の）開発」の視点を前面に打ち出し、自由貿易の推進における途上国の利益への配慮の重要性を明らかにした点である。

（参考1）ドーハ・ラウンド交渉の流れ（11年3月時点）



(2) 2001年の立ち上げから2008年までの経緯

(ア) 2005年香港閣僚会議までの動き

ドーハ・ラウンド交渉の立ち上げ後、加盟国は2002年初頭より実質的な交渉を開始した。2003年9月のカンクン閣僚会議では、先進国と途上国との間の対立により主要事項の合意に失敗したが、2004年7月の一般理事会において「枠組み合意」が実現し、ラウンド交渉の基礎が作られた。

翌2005年1月のダボス会議の際行われたWTO非公式閣僚会合では、「モダリティ（関税削減の方式等に関する

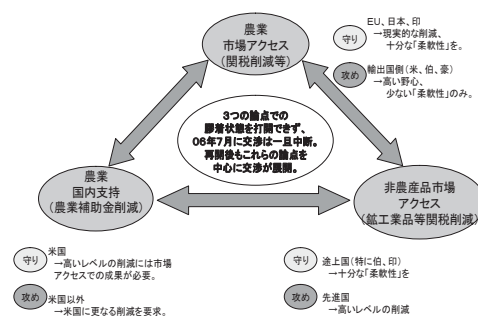
取り決め)のたたき台」形成に向けた機運が高まり、我が国は2005年4月、NAMA(Non-Agricultural Market Access:非農産品市場アクセス)分野の進展に向け、東アジアの主要国・地域の閣僚等を招き、NAMA非公式閣僚会合を主催した。また、11月初頭にはWTO交渉の主要関係国である米国、EU、インド及びブラジルと共に少数国閣僚会合を行い、後にこれに豪州を加えた形(=G6)での少数国閣僚会合が開催されるようになった。さらに、2005年12月の香港閣僚会合に向け、「開発イニシアティブ」を発表し、責任ある主要国の一員として、開発問題への貢献を行い、ラウンド交渉の妥結につながるように香港閣僚会議を成功させる旨を表明した。

香港第6回閣僚会議では、ドーハ・ラウンドの成功へ向けた確実な土台が築かれるとともに、特に途上国に対する開発支援策(「開発パッケージ」)が合意され、交渉の進展に大きな弾みをもたらされた。各交渉分野では、[1]農業において、国内支持、関税の階層削減の方式の具体化を推進、[2]NAMAにおける関税削減方式としてスイス・フォーミュラに合意、[3]サービスにおいて分野別複数国間交渉の導入を含め交渉の具体的な進め方に合意、[4]ルールにおいて今後の交渉の範囲と目的等を確認、[5]開発においてLDC産品に対する原則無税無枠化に合意するなど、多方面で前進が見られた。

(イ)2006年の交渉中断と2007年の交渉再開

香港閣僚宣言に基づき、2006年中の交渉妥結を目指してG6を中心に精力的に協議が進められた。しかし、その後農業の市場アクセス、農業の国内支持(農業補助金)、NAMAの3つの分野における主要国のスタンスが攻めと守りで交錯するいわゆる「三角形」の膠着状態に陥り(参考2)、5月にパリで行われたWTO非公式閣僚会合、6月にホーチミンで開催されたAPEC貿易大臣会合、同じく6月にジュネーブで開催された非公式閣僚会合等、閣僚レベルでの協議によって合意を模索したものの、議論の進展は見られなかった。

(参考2) 主要論点に関する主要国・グループの立場



膠着状態打開のため、2006年7月中旬、ラミー事務局長の主導の下G6閣僚会合が招集され、我が国からも二階経済産業大臣・中川農林水産大臣が参加した。この会合の結果、1か月以内に農業とNAMAのモダリティ合意を確立するべく集中的に協議を行うため、7月23日からジュネーブにてG6会合を再び開催し、ラミー事務局長はこれと並行して幅広いメンバーと協議を行うこととした。

しかしながら、このWTO・G6閣僚会合(我が国からは二階・中川両大臣が参加)においても、農業市場アクセス、国内支持について各国の立場の違いが埋まるに至らず、ラミー事務局長は24日、無期限にラウンドを中断する旨を発表した。各国とも遺憾の意を表明しながらも事務局長の提案を了承し、年内のラウンド終結は困難な状況であることを認めつつ、ラウンドへのコミットを継続し、早期の交渉再開を目指すことを表明した。

交渉中断後、各国は交渉の早期再開に向けて最大限の努力を行った。我が国も、8月下旬のASEAN+日中韓大臣会合、9月上旬のG20閣僚会合、ASEM首脳会合、9月下旬のケアンズ閣僚会合等を通じ、交渉再開に向けた取組を進めた。さらに、ラウンドの動向に重大な関心を払っている経済界とも連携し、交渉の早期再開、早期妥結を働きかけるため、日本経済団体連合会及び日本商工会議所がG6諸国の経済界・産業界へミッションを派遣した。

このような情勢のもと、11月のAPEC閣僚・首脳会合(ベトナム)では各国から交渉再開を求める声が相次ぎ、「突破口の確保に向けて必要な柔軟性と野心を確認する」との強い意志を示したAPEC首脳による独立宣言文が発出された。これを受け、ラミー事務局長は事務レベルでの作業の再開を宣言し、停滞していた各交渉議長を中心とする作業が開始された。

2007 年に入り、主要国の首脳・閣僚レベルでラウンド妥結へのコミットメントが相次いで発表された。1 月末の WTO 非公式閣僚会合において、我が国から交渉の本格再開が必要であることを主張し、各国の閣僚により交渉再開が合意された。その後ジュネーブでの非公式貿易交渉委員会を経て、交渉が正式に再開された。交渉再開後は、2008 年の米国大統領選、2007 年 6 月末の米国の貿易交渉権限（TPA：Trade Promotion Authority）失効を念頭に、各国がブレイクスルーに向けて努力を行った。この時期、二国間、G 4/G 6 といった少数国間、ジュネーブでのマルチ、の 3 つのプロセスが並行して行われた。

2007 年 4 月の G 6 閣僚会合、5 月中旬の閣僚会合（我が国主催）、6 月初旬の G 8 サミットで立て続けに首脳・閣僚級の会合が行われ、交渉の早期妥結に向けたコミットメントが示された。しかし、6 月にドイツ・ポツダムで行われた G 4 閣僚会合は、農業、NAMA の主要論点について各国の意見が折り合わず決裂した。これに伴い、予定されていた G 6 閣僚会合も中止となった。

G 4 決裂後は、ジュネーブにおいてラミー事務局長、各交渉議長の下でのマルチのプロセスが再び進められた。各国のマルチプロセスへの支持を受け、7 月に農業、NAMA のモダリティに関する議長テキストが発出され、その後の農業交渉会合、NAMA 交渉会合のたたき台となった。

10 月の一般理事会では、NAMA11（開発途上国の非農産品の大幅な削減要求に反発する開発途上国グループ。ブラジル、南アフリカ等がメンバー）が中心となって開発途上国の立場を改めて強調するペーパーが配布されるなど、「南北対立」の様相が見られたこともあったが、10 月の IBSA（インド、ブラジル、南アフリカ）サミットや 11 月半ばの G 20（主要開発途上国グループ）の閣僚会合では、可能な限り短期間のうちの成果を目指すことが表明されるなど、開発途上国からも前向きな姿勢が見られた。

2007 年内にはモダリティ合意に至らなかったものの、年末の一般理事会では、ラミー事務局長から 2008 年末までの交渉妥結に向けた、前向きな発言が行われた。

（ウ）2008 年 7 月の閣僚会合決裂とその後

2 月に農業・NAMA 両交渉議長により、農業及び NAMA のモダリティに関する改訂議長テキスト及び「サービ

ス交渉の終結に必要な要素」に係る議長報告が発出された。これを受けて 3 月には水平的議論に向けて、ラミー事務局長が調整を本格化した。3 月 4 日には G 6 + 中国の大使を集め、閣僚会合の時期及び取り扱う範囲について議論を行った。その後各国閣僚レベルでも電話会談、書簡等を通じた議論に入り、4 月に入ってから英豪首脳会談、日仏首脳会談、G 7、英米首脳会談、G 8 ビジネスサミット等首脳レベルでも交渉加速のメッセージが多数出された。そして 5 月に農業・NAMA の再改訂議長テキストが発出され、ラミー事務局長が 5 月 7 日の一般理事会で「年内妥結のためには、今後数週間でモダリティに合意する必要あり」と発言、5 月下旬から 6 月の閣僚会合開催が引き続き目指された。その後、6 月の OECD マージンで行われた WTO 非公式閣僚会合、スイス・ジュネーブにおける一連の次官級の会合の結果、6 月 25 日の少数国大使級会合において、ついに、ラミー事務局長が 7 月 21 日から閣僚会合を開催することを発表した。

7 月 10 日には、農業・NAMA 両議長により、農業及び NAMA の再々改訂議長テキストが発出された。個別論点については、依然として各国間の意見の収斂が得られていない点も多かったが、閣僚会合での議論の土台として各国に受け入れられた。

そして 6 月の発表通り、7 月 21 日よりスイス・ジュネーブにて WTO 非公式閣僚会合が開催され、7 月 10 日に提示された改訂議長テキストをもとに交渉が開始された。25 日に事務局長より提示された裁定案では、NAMA について各国の要望を反映した提案も盛り込まれるなど一定の進展も見られた。また、サービス分野では閣僚レベルでのシグナリング会合が開催され、各国からの積極的なオファーも見られた。しかし、主に農産品の輸入に係る途上国向け特別セーフガード措置（SSM）を巡って米国とインド・中国が対立し、立場の違いは最後まで埋まらず、閣僚会合はモダリティ合意に至らないまま 29 日に決裂した。

その後、各国の交渉再開への努力が行われ、9 月にジュネーブにおいて農業・NAMA それぞれの事務レベルでの交渉が再開した。9 月 15 日には米国のリーマン・ブラザーズが破綻し、世界の金融市場に衝撃を与えた。この米国発の金融危機が世界の実体経済に波及し急速な景気後退をもたらしていることが認識されるにつれ、1930 年代に世界

恐慌が保護主義の連鎖を生み、やがて世界大戦にまで至った過去を繰り返してはならないとの声が国際的に高まった（保護主義抑止の取組については、下記参考3を参照）。

その後、米国・ワシントンDCで11月15日に開催された主要20か国による「金融・世界経済に関する首脳会合（G20）」や、ペルー・リマにて開催されたAPEC首脳・貿易大臣会議での「世界経済に関するAPEC首脳リマ声明」発出など、世界経済危機を受けて立て続けに首脳レベルで年内モダリティ合意への強い政治的決意が示されたことは、ラウンド交渉の気運を高めた。

主要国首脳からの力強い声明を受け、年内閣僚会合開催の可能性を探るべく、多くの国が首都やジュネーブでの意見調整に努め、12月6日には、農業・NAMA両議長が4回目となる改訂議長テキストを発出した。各国からは、テキスト自体についてはおおむね良好な反応が示されたが、ラミー事務局長は、分野別関税撤廃とSSMについて合意に必要な各国の政治的意志が欠けているとして、年内の閣僚会合開催を見送ると決定した。

その後、12月19日にはルール改訂議長テキストが発出された。本テキストは、各国の立場にある程度収斂のある点のみ、条文改正案を提示し、各国が対立するゼロイングやサンセットなどの論点は、各国の見解とともに項目名のみを記載した。

こうして、2008年には計4回の農業・NAMAの議長テキストが改訂され、年末にはWTO閣僚会合開催が検討されながらも、年内モダリティ合意を達成することができず、その後の交渉の見通しが不明のまま米国の政権交代の年を迎えることとなった。

（参考3）保護主義防止の取組

世界的に金融・経済危機が深まる中で、保護主義的な傾向が広がり、保護主義の阻止に向けた行動を求める動きが強まった。これを受けて、WTOは各国貿易措置の監視メカニズムを立ち上げ、2009年1月及び3月に事務局長による報告書を取りまとめた。3月の報告書の中では、保護主義的措置は世界貿易の一層の縮小を招くとしてこれを阻止する重要性を指摘した。

さらに、2009年1月31日には、ラミーWTO事務局長が、ダボスにおける二階経済産業大臣と石破農林水産大臣との会談で、日本の情報提供協力を求めた。そうした背景に

より、日本政府は、WTOの監視を支持し、透明性を高めるための作業に対する協力を表明した。2月12日には、経済産業省も、関係省庁、JETRO等の関係機関とともに保護貿易措置の監視体制を強化することとし、WTOに情報提供を行っていくこととなった。

また、2011年12月の第8回WTO閣僚理事会の決定に基づき、事務局長が定期的に各国の貿易制限的措置に関する報告書を作成し、WTO加盟国に報告している（概ね半年に1度）。同報告書は、貿易制限的措置を四半期ごとのフロー・ベースで収集する。

この他、APECやG20、東アジアサミット等の国際会議において、保護主義抑止の政治声明を発出している。

（3）2009年9月のインド主催閣僚会合を契機とする交渉 打開の模索

2009年1月、スイス主催WTO非公式閣僚会合では、各国閣僚が保護主義を抑止することの必要性で一致し、ドーハ・ラウンド交渉について、残された問題の難しさを認めつつも早期妥結への決意を再確認した。

その後、6月のケアンズ・グループ閣僚会合は、米国・インドの新閣僚、ロナルド・カーク代表とシャルマ商工大臣が初めて出席するWTO関係閣僚級会合となり、共同声明では高級事務レベル交渉の夏休み前の再開が明記され、両国を含めた主要国がラウンドの早期妥結を目指すことで一致。さらに、ラクイラ・サミットにおいてG8+5で採択された首脳宣言、G20ピッツバーグ・サミットにおける首脳声明では、ドーハ・ラウンド交渉の2010年の妥結を目指すことが合意された。

これを受けて、9月、インドがWTOにおける主要国ないし途上国グループの代表約35か国を招待し、主催した非公式閣僚会合では、インド・シャルマ商工大臣による総括で、①9月14日の週にジュネーブにおいて高級事務レベルによる会合を開催し、作業工程を詰めていくこと、②交渉は、昨年12月までの成果を交渉の土台としていくこと、③マルチを主たるプロセスとして議論の透明性を確保しつつ、他のやり方（二国間・複数国間の協議）を通じて各国間の理解を深めていくこと、④LDCに配慮すること、⑤2010年までの妥結に向けて閣僚は引き続き進捗状況をレビューしていくこと、が示された。

11月末から12月初旬にかけては、4年ぶりとなるWTOの定期閣僚会議が開催され、日本から直嶋経済産業大臣、赤松農林水産大臣、武正外務副大臣が出席した。直嶋大臣は日本政府を代表してスピーチを行い、①ドーハ・ラウンドの妥結は、世界経済の活性化に不可欠であり、日本とアジアの成長戦略の基礎になる、②貿易は開発途上国の発展の原動力であり、多角的自由貿易体制の維持・強化に途上国も主体的に参画してほしい、③WTOには、世界経済での課題解決の中核としての役割を引き続き期待する、と述べ、議長声明にも反映された。本会議では、ドーハ・ラウンドが途上国における経済回復及び貧困削減にとって重要であることが再確認され、2010年中の交渉妥結及びそのための翌年第1四半期のストック・テーキング（進捗評価）の必要性、これに向け高級事務レベルのロードマップを準備することについて支持があった。

2010年1月30日には、スイス・ダボスにおいてWTO非公式閣僚会合が開催され、日本から直嶋経済産業大臣、赤松農林水産大臣が出席。2月・3月に高級実務者で集中的に議論を行い、閣僚が判断すべき論点を絞り込むことで概ね一致がみられた。また、同日の昼食会では「貿易と環境」についての議論も行われ、気候変動と貿易との関連については、当面、COP（気候変動枠組条約締約国会議）での議論を見極めつつ対応していくべきとの意見が多数示されるとともに、WTOとしても、「貿易と環境」交渉において行われている環境物品・サービスの自由化交渉を引き続き進めていくことの重要性が確認された。

3月22～26日に開催された高級事務レベルによる進捗評価会合では、これまでの交渉状況が全般的に評価されたが、交渉期限については特段議論が行われず、ドーハ・ラウンド妥結に向けて全ての分野で交渉を続けていくことで合意されている。今後はラミー事務局長が提示したカクテル・アプローチ（①各交渉グループ議長主導のプロセス、②透明性と包摂性のための貿易交渉委員会、③少数国・バイによる個別分野・分野横断的議論、の3つのプロセスの組み合わせによる交渉）に沿って、これまでの成果を基礎に実務的協議が進められることとなった。

進捗評価会合では、カクテル・アプローチによる交渉の継続が表明されたものの、具体的な交渉の進め方は決められていなかった。閣僚会合決裂以降の交渉停滞の主因は、

2008年7月の合意案に加えて新興途上国（中国、インド、ブラジル）に更なる市場アクセスを要求する米国と、これに反発し、途上国への配慮を強調する新興途上国の対立が解決されないことであった。しかし、不在が続いていた米国のジュネーブ大使にバンク大使が着任した5月以降、交渉打開の糸口を探るべく、ジュネーブにおいて実務レベルの様々な交渉形態が模索された。5月19～20日に開催されたEU・インド主催のG19高級事務レベル会合（最終的には20か国が参加）はその一例である。こうした中、一連の首脳/閣僚級の会合で、ドーハ・ラウンドに関する議論が行われた。5月には、OECD閣僚理事会に合わせてWTO非公式閣僚会合が開催された。同会合では各国からラウンドの停滞が指摘され、最終的な着地点に関する大きな認識の差を埋めるべく、分野横断的な議論を推進し、政治的機運を高める必要性が共有された。

また、6月に札幌で開催されたAPEC貿易大臣会合では、岡田克也外務大臣及び直嶋正行経済産業大臣が議長を務め、「多角的貿易体制の支持と保護主義の抑止に関する閣僚声明」を閣僚声明と切り離れた独立声明として発出した。声明ではラウンド妥結の期限は明示されなかったものの、ラウンドを可能な限り早期に妥結すべきとの決意が改めて確認された。続いて、同月のトロントG20サミットにおいて、首脳から、11月のソウルG20サミットで交渉の進捗状況を報告すべきことがさらに指示された。その後、7月初旬に行われたEU・インド主催のG23高級事務レベル会合において、個別論点ごとに、交渉ではなく問題解決を目指した議論を行うための会合として、G11の大使を中心としたブレインストーミング会合が数次に渡って開催される等、ジュネーブでは交渉に前向きな空気が構築されていた。

2010年11月には、横浜APEC閣僚会議（10～11日）、ソウルG20サミット（11～12日）、横浜APEC首脳会議（13～14日）が開催された。一連の会議では、ラウンドをバランスのとれた野心的な妥結に導くとの決意が改めて確認され、2011年を極めて重要な「機会の窓」として、最終段階に向けた包括的な交渉を行う決意が示された。「機会の窓」とは、2012年には米国の大統領選挙を始め各国の政治日程が重なるため、2011年が早期妥結のチャンスであるとの認識から生まれた言葉である。さらに、G20サミ

ット及びAPECでは、首脳から交渉担当者へ積極的かつ実質的な交渉に関与するよう指示し、権限を付与することが表明された。

こうしたG20サミット及びAPECの結果は、11月30日の非公式貿易交渉委員会において、ラミー事務局長から2011年中のラウンド妥結に向け強い政治的メッセージが発出できたと評価された。ラミー事務局長は2011年夏前までの実質合意を目指し、1月から各交渉グループで集中的に議論を行い、改訂議長テキストを発出する作業計画を示し、各国もこれに同意した。12月6日には、それまで大使レベルの会合であったG11に高級実務者が参加し、その後の具体的な交渉の進め方が議論された。この会合により、2011年内の妥結に向け、年明けから農業、NAMA、サービスなどの分野横断的な議論を開始することになった。翌2011年、例年より早い1月10日から交渉会合が開始され、2011年の「機会の窓」を活かすべく、改訂議長テキスト発出に向けて交渉官レベルで集中的議論が行われた。1月24日にはG11大使・高級実務者会合で初めて農業、NAMA、サービスの市場アクセスに関する実質的な議論が行われた。

閣僚レベルでは、1月28日に、例年のダボスにおけるWTO非公式閣僚会合に合わせてEUがG7閣僚夕食会を主催し、我が国からは松下経済産業副大臣が出席した。G7各国の担当閣僚のほとんどは2008年7月の閣僚会合の決裂以降に交代しており、主要国の現閣僚間で信頼関係を構築する貴重な機会となった。

翌29日のスイス主催のWTO非公式閣僚会合では23か国・地域の閣僚が集まり、我が国からは海江田経済産業大臣及び篠原農林水産副大臣が参加した。ラミー事務局長より、2010年11月のAPEC及びG20サミットにおける首脳の合意を受けて1月から行われている集中的交渉を加速し、4月のイースターまでに改訂議長テキストを発出し、7月の実質合意を目指すべきとのスケジュールが提示された。大半の国は2011年中の妥結を目指すことに賛同し、ラミー事務局長の提示した交渉スケジュールが共有された。本スケジュールに基づき、ジュネーブでは改訂議長テキストの発出に向けた集中的交渉が行われた。

(4) 交渉の危機表明と第8回定期閣僚会議

2011年4月21日、各交渉議長から、現在の交渉状況を反映した形での議長報告書（一部は改訂テキスト）が発出された。全交渉分野でまとまった文書が初めて揃うことになり、妥結に向けた包括的な検討材料として評価できる一方、文書は概ね交渉の現状を反映した報告書に留まり、当初目指していた7月の実質合意に向けた叩き台となるようなテキスト発出には至らなかった。また、ラミー事務局長は冒頭文書で、鉱工業品の関税交渉を巡り現状では「橋渡しできない」明確な政治的ギャップがあると指摘し、「ラウンドにとって危機的状況である」と明言、今後の進め方について熟考するよう問題提起を行い、各方面で2011年の交渉の新たな着地点を巡る議論が始まった。

続く5月3日の一般理事会にて、ラミー事務局長は、ドーハ・ラウンドのみでなく多国間貿易体制全体のために、加盟国全体で責任を共有した上で努力をすべきであり、12月の定期閣僚会議に向け、2011年中に成果を出すため、これまでのやり方を超えたアプローチが必要との認識を示した。具体的には、まず5月の一連の閣僚プロセスから、ジュネーブに政治的インプットがもたらされることが期待された。

閣僚プロセスとしては、5月19日に米国モンタナ州ビッグスカイでAPEC貿易担当大臣会合が、5月26日にフランス・パリでWTO非公式閣僚会合（豪州主催）が開催され、年内妥結は困難との認識が共有された。パリでは、最終的な一括受諾の目標を諦めることなく、12月の定期閣僚会議に向けて一定の成果を出すべく、今後の進め方につきジュネーブで事務レベルの議論を進めることで概ね合意された。

一連のまとめとして、ラミー事務局長は5月31日に非公式貿易交渉委員会会合を開催し、12月の定期閣僚会議の成果として、①LDC案件を優先させること、②開発要素を含むLDC案件以外の要素（LDCプラス）が必要であること、③NAMA、農業、サービスの市場アクセス、貿易救済措置、TRIPs関連事項は成果の候補とは見られていないことを明らかにした。加盟国とのコンサルテーションの結果、ラミー事務局長は翌6月22日の非公式貿易交渉委員会で、ドーハ宣言パラ47にのっとった部分合意の成果を12月までに追求することとし、成果の候補としてLDCプラスのパッケージ案を示した。パッケージ案は、他のイシューを排除するも

のではないとしつつも、LDC案件として2005年の香港閣僚宣言にも含まれている無税無枠（DFQF）、原産地規則、綿花、サービスLDCウェーバー（サービス貿易のLDC向け特惠制度）が、「プラス」の候補案件として貿易円滑化、農業の輸出競争、S&Dモニタリングメカニズム、漁業補助金、環境物品・サービスが示され、交渉を開始するよう呼び掛けられた。その後、ラミー事務局長が主催する少数国大使会合を中心に、ジュネーブ大使レベルでイシュー毎の議論が集中的に行われたが、議論はまとまらず、夏前の最後の非公式貿易交渉委員会（7月26日）にて、12月までにLDCプラスのパッケージに合意することは困難との結論を得た。9月以降は、12月の定期閣僚会議に向けて、ドーハ・ラウンド以外のWTOの定常作業計画と、ドーハ・ラウンドの12月以降の行動計画に関する議論を中心に進めることとなった。

まず9月7～9日にカナダのサスカトゥーンで開催されたケアンズ・グループ閣僚会合には、ケアンズ・グループ（豪、加など農産物輸出国18ヵ国）の他、日、米、EU等が参加し、交渉の停滞状況を憂慮しつつ、率直な議論を通じ、前進のための明確かつ現実的な道を開く必要性を共有した。

続いて11月のG20カンヌ・サミットでは、交渉を進めるために斬新で、信頼性のあるアプローチを追求する必要性を共有した。閣僚に対して、年末の第8回WTO定期閣僚会議（MC8）でこのようなアプローチに取り組むよう、また、グローバル化する経済の中での多角的貿易体制に対する課題及び機会に関する議論を行い、2012年のG20メキシコ・サミットまでに報告することを指示した。さらに同月に米国ハワイで開催されたAPEC閣僚・首脳会合でも、ドーハ・ラウンドの新たな斬新で信頼あるアプローチの探求を、MC8で開始する決意が確認された。同時に、貿易等の新たな障壁を引き上げない措置の約束（スタンド・スティル）を2015年まで延長するなど、保護主義抑止の重要性が再確認された。

ジュネーブでは、LDCプラスのパッケージの合意が困難との結論が出てから、MC8に向け、ドーハ・ラウンドに限らず、WTOに基づく多角的貿易体制の機能強化、保護主義抑止への取組等、幅広いイシューに関して議論が重ねられた。

12月15日～17日、ジュネーブで開催されたMC8には、日

本から枝野経済産業大臣、中野外務大臣政務官、森本農林水産大臣政務官及び室井国土交通大臣政務官が出席した。MC8では、閣僚決定として、サービスLDCウェーバーなど7つの合意がなされたほか、①多角的貿易体制とWTOの強化、②貿易と開発、及び③ドーハ・ラウンドに関する政治的ガイダンスを含む議長総括が発表された。③について、近い将来の合意は困難であることを認めつつも、交渉をあきらめず、新たなアプローチを見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが約束された。また、保護主義抑止について、枝野大臣を始め複数の閣僚から、新たな貿易制限措置を控えるスタンスティール約束と、既に導入された措置を是正するロールバックを決意することが主張され、議長総括（議論の総括部分）に反映された。さらに、MC8では、WTO非加盟国のうち最大の経済大国であるロシアのWTO加盟が承認されたほか、14年間に渡った政府調達協定改正交渉が大筋合意に至り、自由貿易体制の一層の強化に貢献するものとなった。

年明けの1月28日、MC8終了後、初めて主要国閣僚が集まる機会となったダボスにおけるWTO非公式閣僚会合には、枝野経済産業大臣及び筒井農林水産副大臣が出席した。会議ではMC8で合意されたドーハ・ラウンドの「新たなアプローチ」に焦点が当てられ、現実的に、プラグマティックに進めるべきとの共通見解が得られ、具体的にはジュネーブでの技術的作業に委ねられた。

一括受諾は当面困難ということが明らかになったことから、「新たなアプローチ」を模索する動きが開始されている。世界経済危機後、各国が内向きになりかねない今こそ、自由貿易の価値を各国が共有し、WTOによる多角的自由貿易体制の維持・強化に向け取り組むことが重要であり、我が国としても引き続き、交渉前進に向け取り組んで行く。

1. 2. 「開発ラウンド」としてのドーハ・ラウンド・国際版一村一品キャンペーン

上記に述べたように、ドーハ・ラウンドは、「開発」の視点を全面に打ち出し、自由貿易の推進において発展途上国の利益への考慮が重要であることを明確にしたところに特徴がある。1990年代以降、グローバル経済が進展す

るとともに、自由貿易体制の利益を途上国も享受できることが重要であるという認識が各国で共有された。EPA／FTAといった二国間・地域間の経済連携も重要だが、経済規模の小さい途上国は大国とのFTAを結ぶ力に乏しく、EPA／FTAのネットワークから取り残されている可能性があり、このような経済力の弱い国のためにも、世界規模でのラウンド交渉の妥結は不可欠である。また、1990年代以降の世界経済において、南南貿易が進展している。

このような動きを促進し、世界経済全体の発展につなげるためにも、我が国はWTOによる自由貿易体制の更なる維持・強化に取り組んでおり、例えば2005年の香港閣僚会議において我が国が発表した「開発イニシアティブ」（上述）の一環として、経済産業省が中心となり進めている取組が「国際版一村一品キャンペーン」である。

2006年2月以来、成田、関西両国際空港における「一村一品マーケット」での展示・販売等の運営、専門家の技術指導等による産品開発や輸出促進支援の取組を行い、諸外国から高い評価を受けている。また、一村一品マーケットへの来訪者は100万人を超えている。

2. ACTA

知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定（仮称）」（以下、「ACTA」）は、2005年のG8サミットにおいて日本が提唱し、日本、米国、欧州連合、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドモロッコが参加、計11回の交渉会合を経て、2010年10月に大筋合意に至った。ACTAは2011年5月1日に署名のために開放されている。同年10月には、東京にて署名式が開催され、我が国をはじめ、米国、カナダ、韓国、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコの計8か国が署名した。2012年1月には、欧州連合及び欧州連合加盟国（27か国中22か国）が東京にて署名した。今後は、関係国と共に早期発効を目指すこととなる。

2. 1. ACTAの背景：模倣品・海賊版の世界的な拡散と新しい国際的なアプローチ

模倣品・海賊版の世界的な拡散は、耐久性の低い自動車部品や、発火の危険のあるリチウム電池の模倣品等の流通により、消費者の安全や健康の直接的な脅威となっている。さらには模倣品・海賊版の製造及び流通が、犯罪組織の安易な資金源になっている可能性がある点も指摘されている。これらの問題は、一つの国や二国間の取組だけでは必ずしも十分なものとは言えず、より多くの国での取組が求められている。知的財産権保護に係る現行のマルチの国際規律としてWTO/TRIPS協定があるものの、近年の知的財産権侵害の手法の高度化、デジタル技術の発展等により、主に海賊版及び模倣品による知的財産権の侵害が増大したため、知的財産権に関する執行のためのより効果的な法的枠組みの構築が必要であるとの認識が高まった。そして2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて我が国より、模倣品・海賊版防止のための法的枠組み策定の必要性を提唱、その後、日米共同のイニシアティブとしてACTAの交渉が開始された。

2. 2. ACTAの概要

ACTAは、TRIPS協定における執行に関する枠組みを更に発展させた「民事上の執行」、「国境措置」、「刑事上の執行」、「デジタル環境における知的財産権に関する執行」について規定している。例えば「国境措置」では、税関の職権による水際取締りについて、TRIPS協定では任意規定にとどまっていたが、ACTAでは、被疑侵害物品の解放を税関当局が職権により停止する手続を不正商標商品及び著作権侵害物品の輸出入について義務づけた。

また、ACTAは、効果的な法的枠組みの構築にとどまらず、締約国の執行能力強化や締約国間の国際協力についても規定している。

2. 3. ACTAの意義と展望

ACTAの意義は、第一に、締約国自身の知的財産権保護に関する法的枠組みが強化される点にある。第二に、締約国間の委員会設置やベストプラクティス共有等、締約国間の協力を通じた執行の体制強化・質の向上も期待される。第三に、ACTAの内容がエンフォースメントに関する国際的規律の標準モデルとなり、様々な国際協定に取り込まれていくなど、締約国の範囲を超えて、知的財産エンフォ

ースメントの強化に向けた役割を果たすことも期待される。

ACTA締約国としては、非締約国に対して加入を働きかけていくことと並行して、二国間や複数国間のEPAにACTAの規定を盛り込むことに努力すべきと考えられる。非締約国への波及を図る手段としては、さらに、締約国と非締約国の間のエンフォースメント関係の執行協力を通じて、ACTAの下での締約国の経験を非締約国とも共有していくことが考えられる。

今後は、WTO/TRIPS、WIPO、EPAに加え、国際的な知的財産分野の枠組みを議論・策定するフォーラムとして、ACTAを活用していくことが期待される。

3. G8サミットとG20サミット

3. 1. G8ドーヴィル・サミット

(1) 日程・場所

2011年5月26日～27日、フランス・ドーヴィルにてG8サミットが開催された。

参加国・地域は、G8（日本、フランス、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、イタリア、ロシア、EU）。この他、エジプト、チュニジア、アルジェリア、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、エチオピア、ニジェール、ギニア、コートジボワールが招待された。

(2) 主な論点

2011年のG8サミットは、日本との連帯の表明を含む原子力安全と北アフリカ・中東情勢を焦点に当てた。議長国フランスは、電力の約8割を原子力に依存する原発大国として原子力問題の国際的な議論をリードし、また、「裏庭」とも言える北アフリカ・中東地域の民主化・安定化支援ヘリダーシップを発揮することを表明した。

また、年内妥結が悲観視されるドーハ・ラウンド及び気候変動等についても、首脳間で率直な意見交換を実施した。

(ア) 日本との連帯

冒頭発言の中で、各国からの支援への謝意を述べ、未来を切り拓く「4本柱」（原子力エネルギー、化石エネルギー、再生可能エネルギー、省エネルギー）について決意表明した。その中で、再生可能エネルギーの割合を2020年代の出来るだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準とすることをG8に先だって表明をした。

(イ) 世界経済・貿易

多くの首脳が、世界経済の下方要因として欧州の債務問題や、一次産品の価格高騰、新興国の経済過熱等を指摘、その中でギリシャの債務問題について、ギリシャの財政再建の努力の重要性と、IMFと協力して対応することが必要であると確認をした。

また、WTOドーハ・ラウンド妥結の極めて厳しい現状を踏まえ、今後の取り組み方について意見を交わした。ドーハ・ラウンド妥結のため、全ての交渉の選択肢を探索する用意がある旨宣明、ロシアの2011年内のWTO加盟を目指すことを明確化した。

(ウ) 原子力安全

原子力安全の強化や透明性の向上の重要性について多くの国から指摘があり、IAEAを中心として国際協力を進め、安全性向上に向けて共同で取り組む必要性を共有した。

菅元内閣総理大臣から、世界の原子力エネルギーの安全性を最高水準に高める観点からIAEAの積極的な活用について説明があった。

(エ) 気候変動

2011年末のCOP17で将来の枠組みに最終的に合意することは極めて困難との認識の下、ポスト京都議定書のあり方について、率直な意見交換を行った。

菅元内閣総理大臣は、米中等を含む全ての主要国が参加する公平で実効的な国際枠組みの構築を目指すべきとの我が国の立場を表明した。

(オ) インターネット

インターネットの自由な特性と経済成長に与える重要性を強調しつつ、知的財産保護、データ保護、サイバー犯罪・テロ対策、国際協力の促進等の重要性を確認した。

(カ) イノベーション・グリーン成長

先進国に共通する課題として、イノベーション、グリーン成長を促進し、経済成長や雇用促進を実現するとのメッセージを打ち出した。

(キ) 中東・北アフリカ情勢

中東・北アフリカの政治・経済・社会の変革に向け、特にチュニジア・エジプトの支援の重要性について参加国で意見が一致した。

北アフリカ・中東地域の政治的民主化と経済的近代化に関する「アラブの春に関するG8宣言」に合意、民主化支

援に加え、若年層の雇用創出、貿易・投資の推進等の支援を表明した。

(ク) 北朝鮮情勢

ウラン濃縮活動や挑発行為を続ける北朝鮮に対し、G8として明確なメッセージを発出し、これまでの安保理決議の実施に向け主導的役割を果たすことを確認した。

(ケ) アフリカとの対話

G8とアフリカ諸国との共同宣言を当サミットで初めて作成した。アフリカがビジネスチャンスの大陸であり、更なる発展のために地域統合、ビジネス環境整備、インフラの改善などが必要との認識を示した。

3. 2. G20 カンヌ・サミット

(1) 日程・場所

2011年11月3日～4日にフランス・カンヌにてG20サミットが開催された。

参加国・機関は、フランス、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、ロシア、ブラジル、インド、中国、南アフリカ、メキシコ、オーストラリア、インドネシア、韓国、トルコ、サウジアラビア、アルゼンチン、EU、OECD、IMF、国際連合、世界銀行、WTO、ILO、金融安定化理事会、アフリカ連合委員会であった。

(2) 主な論点

(ア) 世界経済情勢

先進国を中心とした景気回復の鈍化と高水準の失業率、加えて、欧州債務危機に端を発する金融市場の緊張等の課題に直面する中、世界的な不均衡が依然として存在している。そのような状況に対して、各国が協働して経済の再活性化、雇用創出、金融安定化等を推進することに決意した。

(イ) 成長と雇用のためのカンヌ・アクションプラン

短期的な脆弱性への対処と中期的な成長のための基盤強化のためのカンヌ・アクションプランに合意した。

短期的な金融安定化の観点からは、ユーロ圏の包括的な計画を歓迎し、その早期の具体化と実施を要求した。

為替については、根底にあるファンダメンタルズを反映するため、為替レートの柔軟性の向上、通貨の競争的切り下げの回避を図るとともに、為替レートの過度の変動及び無秩序な動きが悪影響を与えることを再確認した。

中期的な成長基盤強化の観点からは、①財政健全化、②

経常黒字国での需要のリバランス、③構造改革、④金融セクター改革、⑤保護主義の排除、⑥開発の促進、の6分野での計画について合意した。

わが国は、2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%に引き上げることなどの方針を定めた社会保障と税の一体改革成案を具体化し、関連法案を2011年度内に国会に提出することをアクションプランに明記した。

(ウ) 金融規制改革・国際通貨システム改革

「グローバルなシステム上重要な金融機関 (G-SIFIs)」のリストを公表した。

一次産品スタディーグループの報告を歓迎し、商品デリバティブ市場規制と監督に関するIOSCOの報告書と共通原則を承認し、また外貨準備を補う準備資産であるIMFの特別引出権 (SDR) の通貨構成について、2015年以前における見直しを求めることとした。

(エ) エネルギー・気候変動

一次産品市場の透明性確保のため、データイニシアティブ共同機構 (JODI) 石油データベースの質の向上、ガスデータベースの作業を歓迎した。

また、気候変動については、COP17の成功にコミットした。

(オ) 貿易

保護主義を抑止するため、トロントで合意された2013年末までのスタンドスティルコミットメントを再確認し、新たな輸出規制及びWTO非整合的措置を含む、いかなる新たな保護主義的措置の是正をコミットした。

ドーハラウンドを前進させるための斬新で、信頼性のあるアプローチについて、12月のWTO閣僚会合で議論し、2012年6月のメキシコ・サミットまでに報告するよう指示した。

2011年末までにロシアがWTO加盟することに対する期待を表明した。

(カ) 開発

ビル・ゲイツ氏の報告を踏まえ、革新的資金調達のある方について議論、金融取引税を含め、開発支援をはじめとする様々な目的のために金融セクターに課税するイニシアティブを認識した。

4. OECD (経済協力開発機構)

(1) 概要

第二次大戦後の欧州各国の深刻な経済的混乱を救済すべきとの米国マーシャル国務長官の提案を契機として、1948年4月、欧州の16か国でOEEC（欧州経済協力機構）が発足した。その後1961年9月に米国及びカナダが加わり、新たにOECD（経済協力開発機構）が発足。我が国は1964年に加盟し、2011年現在、34か国が加盟。

※EU加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、エストニア、スロベニアの21か国

※その他：日本、米国、カナダ、メキシコ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエルの13か国

OECDの目的は、先進国間の自由な意見交換、情報交換を通じて、[1]経済成長、[2]貿易自由化、[3]途上国支援の3点に貢献すること（OECDの三大目的）である。理事会の下、政策分野毎の約30の委員会で議論が行われるとともに、閣僚理事会が年1回開催される。サミット直前の開催が慣例であり、閣僚理事会における経済成長、多角的貿易等についての議論はサミットの議論に影響を与える。我が国からは、これまで、経済産業大臣が外務大臣及び経済財政担当大臣とともに出席している。

(2) 閣僚理事会

2011年5月25日～27日、フランス・パリにおいて、OECD加盟国の閣僚等により議論が行われた。我が国からは、菅元内閣総理大臣、田嶋元政務官出席した。今次閣僚理事会では、OECDの設立50周年記念行事が行われ、記念行事には菅元内閣総理大臣が日本の総理として初めてOECDの会合に参加した。震災、原子力発電所事故への支援に対する感謝とともに事故への遺憾の意を表明、原子力事故を踏まえた今後のエネルギー政策として、原子力、化石燃料の効率的活用、再生可能エネルギー、省エネを4本柱とすること、及び発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準とすることをG8に先だって表明

した。

主な論点～貿易と雇用～

田嶋元政務官から、東日本大震災からの復興の取り組みとともに、TPPやEIAをはじめとする高いレベルの経済連携、対日投資等を通じた日本再生を進める考えを示した。また、日本からの輸出品の安全性を強調し、サプライチェーンを維持する観点も含め、科学的な根拠に基づいた対応を要請したところ、議長であったカーク米国通商代表を始め参加者の理解を得られた。その結果、風評被害の防止に関する記述が議長総括に盛り込まれた。

さらに難航するドーハ・ラウンド交渉に関して、最終的な一括受諾の目標を維持しつつ、あらゆるオプションを検討すべきである旨述べた。

(3) WTO非公式関係会合

今回の会合は、4月21日の議長報告書で、ラミーWTO事務局長が主要国間に「現時点では橋渡しできない政治的ギャップがある」と明記したことを受け、ドーハ・ラウンドの今後の進め方につき主要国閣僚間で率直な意見交換を行う場となった。我が国からは、田嶋経産政務官が伴野外務副大臣、篠原農水副大臣とともに出席。

我が国からは、交渉の現状はきわめて困難との認識を共有しつつ、ラウンド交渉全体の妥結を目指すことが基本と指摘するとともに、12月の定期閣僚会議に向けて何らかの成果を出すためには残された時間を考えて適切な交渉項目を選択するよう提案。

約3時間の議論を通じて、今後、一括受諾の目標は維持しつつ、12月にどのような成果が出せるかについて事務レベルで具体的な議論を行っていくことで概ね合意した。

(2) WTO非公式関係会合

経済連携協定（EPA／FTA）、二国間投資協定（BIT）、二国間関係等

1. 経済連携協定、二国間投資協定

1. 1. 経済連携協定（EPA／FTA）

経済連携協定（Economic Partnership Agreement、以下、「EPA」と略す。）とは、特定の二国間又は複数国間で、自由貿易協定（Free Trade Agreement、以下、「FTA」と略す。）の主要な要素である関税の相互引下げに加え、

域内のヒト、モノ、カネの移動の更なる自由化、円滑化を図るため、サービス、投資、競争、人の移動の円滑化、電子商取引、その他経済諸制度の調和など幅広い分野を対象とし、経済全般の連携強化を目指す協定である。

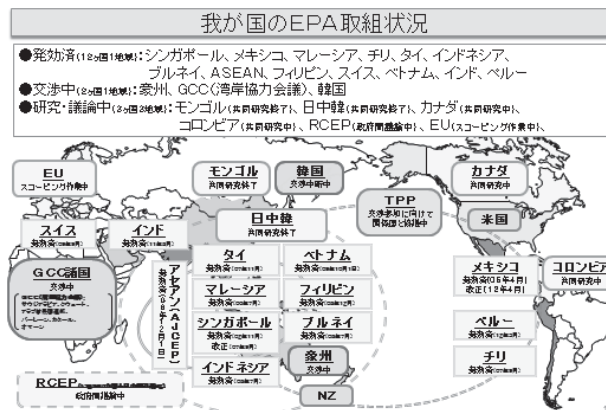
全体的に見ると、1990年代以降、地域統合の動きは一層加速し、2012年1月15日時点で、WTOのCRTA（地域貿易協定委員会：Committee on Regional Trade Agreements）に報告されている地域貿易協定の数は511件にまで達している。冷戦構造の崩壊以降、特に欧米諸国は新たな国際経済システムを模索する中で、地域統合の動きを加速させた。

我が国は、2011年度末現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルーの12か国1地域との間でEPAを発効させている。また、韓国、GCC、豪州の2か国1地域と交渉を行っている（ただし、韓国とは2004年11月以降、交渉は中断している）。また、モンゴル及びカナダとは交渉開始に合意している。

EPA/FTAを推進する意義は、次のとおりである。

- i) 域内企業間の競争と、全域内での経営資源の最適配置が可能になることにより、企業の収益力が改善されるとともに、国内の経済構造の改革が促進される。また、相手国・地域の我が国にとっての直接投資先としての魅力が向上する
- ii) 関税の撤廃、投資の自由化、諸制度の調和等を通じて、我が国にとって重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。
- iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールを策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待できる。また、当該ルールの浸透により、WTOでの同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以下、2011年度末までの取組について説明する。



(1) 「包括的経済連携に関する基本方針の策定」以後の取組（総論）

我が国にとって、WTOドーハ開発アジェンダ交渉の妥結を通じた国際貿易ルールの強化が今後とも重要であるが、ラウンド交渉の行方は不透明である。その一方で、主要貿易国間において高いレベルのEPA/FTA網が拡大しており、我が国の取組は遅れている。

このような状況の下で、我が国は、2010年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、「世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める」と同時に、「そのために必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進する」ことを決定した。特に、「政治的・経済的に重要で、我が国に大きな利益をもたらすEPAや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す」ことが政府内で合意された。

基本方針の決定後の11月には、「食と農林漁業の再生実現本部」を設置し、民間有識者を交えた「食と農林漁業の再生実現会議」において、農業強化策の検討を開始した。

しかし、2011年3月11日に東日本大震災及び原子力発電所事故が発生し、震災・原発事故対応に注力したため、経済連携に関する議論は一時中断した。震災・原発事故により発生したサプライチェーンの寸断や電力の供給不足は、経済連携の遅れや高い法人税、円高等の震災前からの課題とあいまって我が国産業の空洞化に対する懸念を加速させた。

震災後の状況を踏まえ、我が国は5月に「政策推進指針」を閣議決定し、経済連携及び農業再生の議論を再開させた。

その後、10月に「食と農林漁業の再生実現本部」において「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が決定された。この「基本方針」において、「競争力・体質強化、地域振興を5年間で集中展開」し、「高いレベルの経済連携と両立しうる持続可能な農林漁業を実現する」ことを目指すことを決定した。

また、TPPに関しては、11月のAPEC首脳会議直前に野田総理大臣が記者会見を行い、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明した。

そして、国家戦略会議での議論を経て2012年12月に閣議決定された「日本再生の基本戦略」においては、「アジア太平洋の増大する需要を始めとするグローバル需要の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進していくためにも不可欠である」として、「我が国が率先して高いレベルの経済連携を進め、新たな貿易・投資ルールの形成を主導していくことが重要」との認識が改めて示され、「我が国として主要な貿易相手を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進める」ことが定められた。

(2) ペルーとの取組

2008年11月の日秘首脳会談において、ペルー側から強い希望のあった日秘EPAの交渉開始に向け双方合意し、2009年1月から3月にかけて、3回の民間研究会を開催した。本研究の報告書を受け、2009年4月に開催された日秘首脳会談にて、日秘EPA交渉開始が合意された。2009年5月から2010年11月にかけて7回の正式会合と中間会合を開催し、2010年11月に交渉を完了し、2012年3月に発効した。ペルーへの輸出における主要な有税品目及び2010年時点の関税率は、自動車(9%)、バイク(9%)、テレビ(9%)などであったが、交渉の結果、自動車については即時～10年で関税撤廃、バイクについては9年で撤廃、テレビは即時撤廃となった。協定発効後10年間で往復貿易額の99%以上の品目が関税撤廃されることとなる。

(3) インドとの取組

日インドEPAは、2006年12月の日印首脳会談で、2007年1月からの交渉入り及び約2年以内の可能な限り早期の実質的な交渉終了を目指すことに合意した。さらに、2009年12月の日印首脳会談で、早期合意を目指し交渉を加

速化することに合意した。2010年9月の第14回交渉会合にて大筋合意、10月の日印首脳会談で交渉完了に至った。その後、2011年2月に署名し、2011年8月に発効した。インドへの輸出における主要な有税品目及び2011年時点の関税率は、自動車部品(10%)、鉄鋼製品(5%)、織機(7.5%)などであったが、交渉の結果、自動車部品については10年で関税撤廃、鉄鋼製品については5年、織機は10年で撤廃となる。協定発効後10年間で往復貿易額の約94%の品目が関税撤廃されることとなる。

(4) アセアンとの取組

アセアン全体とのEPAである日アセアン包括的経済連携(以下、AJCEP)は、2005年4月より交渉を開始し、2008年4月に各国持ち回りでの署名を完了、同年12月1日に発効した(2011年度末時点ではインドネシアのみ未発効)。

アセアン全体とのEPAは、日本及びアセアン全域で行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。これは、日本とアセアン各国との二国間EPAだけでは解決が困難なものである。例えば、日本で製造した高付加価値部品を用いてアセアン域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、既存の枠組み(二国間のEPA、AFTA)における特惠を享受できないケースが生じるが、AJCEPは、原産地規則における累積規定が日本及びアセアン域内で適用されることで、本協定における特惠を享受する可能性を提供する。

AJCEPのサービス貿易章・投資章については、協定発効後1年以内に小委員会を立ち上げ、引き続き交渉していくこととされた。これを受け、2010年11月に各小委員会において両交渉が開始され、2011年8月の日アセアン経済大臣会合(AEM-METI)及び同年10月の日アセアン首脳会合では、2012年の日アセアン経済大臣会合または日アセアン首脳会合までに両交渉の妥結に努めるとされた。また、2012年3月に第1回AJCEPの任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する小委員会(SC-STRACAP)がブルネイにて開催された。

(5) 豪州との取組

日豪EPAについては、2005年11月に開始した「日豪経

済関係強化のための共同研究」が2006年12月にとりまとめられた後、2007年4月に第1回交渉が開催され、2011年度末までに14回の交渉が行われた。日豪EPAのメリットとしては、関税撤廃による貿易の拡大（日豪EPAにより、豪州に対する輸出国との間での価格競争力が向上する）、鉄鉱石及び石炭等を豪州に大きく依存している我が国として、豪州とのEPA締結により、エネルギー・鉱物資源や食料の安定確保など更なる経済関係の強化を図ることができる、といった要素が挙げられる。なお、豪州への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車（完成車（5%））、商用車（完成車（5%））、自動車部品（乗用車）（5%）、ショベルローダー（5%）など。

(6) GCCとの取組

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC（湾岸協力会議）諸国とのFTAについては、2006年3月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、4月に小泉総理（当時）とスルタン・サウジアラビア皇太子の共同声明で交渉入りを発表、2006年9月に交渉を開始し、2007年1月に第2回交渉を実施した。この地域は、我が国の原油輸入量全体の約75%（2011年）を占め、また我が国からの総輸出額も1.6兆円に達する（2011年）など、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、我が国のエネルギー安全保障及び貿易拡大の観点から重要である。更に、日・GCC間のFTAに含まれていない分野については、サウジアラビア、カタール、UAE、クウェートと、それぞれ二国間の枠組を設置・強化している。サウジアラビアとは中断していた投資協定交渉を2006年10月から再開し、2008年5月に第7回交渉を実施、実質合意に至った。カタールとはエネルギー分野や投資・ビジネス環境分野を協議する日カタール合同経済委員会を2006年11月から2011年10月まで計6回開催し、投資協定の早期締結を目指すことを要請した。また、アラブ首長国連邦との間にも合同経済委員会を設置し、2007年12月に第1回を開催している。クウェートとの間でも2008年7月に合同委員会の設置に合意し、2010年6月に第1回を開催した。さらに、クウェートとの間では、2010年4月に投資協定交渉を開始し、2012年3月に署名に至っ

た。

(7) 韓国との取組

日韓EPAは、2003年12月にEPA交渉を開始したものの、2004年11月以降事実上中断していた。その後、李明博大統領の就任を機に、交渉再開に向けた動きが見られる。2008年2月の福田総理と李明博大統領就任の日韓首脳会談では、日韓EPA交渉再開を検討していくことが合意された。さらに、同年4月の日韓首脳会談では、「日韓EPA交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催することで一致した。この合意に基づき、2008年6月と12月に、課長級による実務者協議が開催された。

2009年1月の日韓首脳会談では、実務者協議代表のレベルを格上げし、検討を促進していくことが合意され、同年7月と12月に審議官級による実務者協議が開催された。2010年5月の日韓首脳会談では、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致し、同年9月と2011年5月に、交渉再開に向けた局長級事前協議が開催された。さらに2011年10月には、野田総理と李明博大統領の間で行われた首脳会談で、交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行わせることが合意された。

日韓は、産業構造が比較的類似していると同時に、国際水平分業関係にある。韓国は対日貿易赤字の是正を主張しており、交渉再開にはまだ至っていないが、日韓EPAは、両国企業の国境を越えた競争・協力を促進することを通じて両国の生産性・効率性を向上させ、さらには二国間関係に留まらず、アジア地域経済全体の一層の発展に貢献するという意味で大変重要である。

また、日本から韓国への輸出における有税品目は総額の62.7%を占める一方、韓国から日本への輸出における有税品目は32.1%にとどまっており、韓国が輸入する品目の多くに関税がかけられているため、日本にとっては、日韓EPAによる関税削減効果というメリットも期待できる。なお、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車（8～10%）、化学工業製品（1～385%）、一般機械（3～13%）、電気機器（3～13%）となっており、韓国の鉱工業品の関税率は概ね6.5～8%である（2011年）。

(8) モンゴルとの取組

モンゴルとのEPAについては、日モンゴル双方から産学官の代表の参加を得て、2010年6月、11月、2011年3月の3回にわたって日モンゴルEPA官民共同研究を開催し、日モンゴル両国首脳にEPAの早期の交渉開始を提言する内容の報告書が完成した。同共同研究の報告書を受け、2012年3月に来日したバトボルド・モンゴル首相（当時）と野田総理大臣（当時）との首脳会談において、互恵かつ相互補完的な経済関係の構築に向けて、日・モンゴル経済連携協定（EPA）交渉を開始することで一致した。日モンゴルEPAが締結されればモンゴルにとって初めてのFTA/EPAとなるものであり（2013年1月現在、モンゴルはいずれの国ともFTA/EPAを締結していない）、両国間の政治的・経済的つながりの強化に資するだけでなく、2010年11月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた重要なステップとなる。

（9）カナダとの取組

カナダとのEPAについては2010年11月に、APEC横浜会合の際の日加首脳会談で、日加間のEPAについても菅総理（当時）から「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、アジア太平洋の地域経済統合の中で前向きに考えていく旨を発言した。2011年2月に日加EPAの可能性に関する共同研究の開始が発表され、2011年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。同共同研究の報告書をうけ、2012年3月に来日したハーバー首脳と野田総理大臣との首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間EPAの交渉を開始することで一致した。

（10）RCEPの取組

我が国と東アジアの国々との間には、日本企業の生産拠点の展開を始めとして、実態として既に深い経済的な相互依存関係が構築されている。東アジア域内では、工程間分業や産業内貿易が拡大しており、EPAを結ぶことで、貿易・投資障壁の撤廃、域内制度の整備、経済協力政策等による域内の取引コストの削減やこうした生産・流通ネットワークの担い手である産業の競争力強化に資する等の効果が考えられる。

このような生産ネットワークの拡大及びASEANと周辺

各国との経済連携の進展に対応するため、我が国は、ASEANに対して「ASEAN+6」の枠組み（ASEAN+日中韓印豪NZ）での「東アジア包括的経済連携（CEPEA）」を提案してきた。さらに2011年8月のASEAN+6経済大臣非公式協議では、日本と中国がCEPEAとEFTAを同時に検討する貿易・投資自由化の作業部会の設置を共同で提案した。これをうけ、同年11月には東アジアサミットにおいてASEAN側から、これまで中国が提案してきた「ASEAN+3」の枠組み（ASEAN+日中韓）での「東アジア自由貿易地域（EFTA）」及び日本が提案してきたCEPEAの取組を踏まえ、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：アールセップ：Regional Comprehensive Economic Partnership）構想の提案があった。あわせて、16カ国の間で貿易・投資自由化に関する三つの作業部会の設置が合意された。

（11）日中韓の取組

日中韓FTAについては、2009年の第6回日中韓経済貿易大臣会合において産官学共同研究の開始が合意され、2010年5月の第一回会合を皮切りに、計7回の会合が開催された。2011年12月の第7回研究会にて3カ国による共同研究報告書がとりまとめられ、2012年3月に公表された。

同報告書は、「物品貿易」「サービス貿易」「投資」「その他論点」などの章で構成され、さらに「その他論点」章は、SPS（衛生植物検疫措置）やTBT（貿易の技術的障害）、知的財産権、透明性、競争政策、紛争解決、産業協力、消費者安全、電子商取引、エネルギー・鉱物資源、産業協力、食料、政府調達、環境の各分野から成っている。各項目には、日中韓各国の貿易投資の状況のほか、法令・制度の概要、さらには将来のあり得べき日中韓FTAに向けた考え方などが記述されている。

（12）EUとの取組

EUとは、2011年5月の日・EU定期首脳協議において、①交渉のためのプロセスを開始し、②交渉の範囲等を定める作業（スコーピング作業）の可能な限り早期の実施について合意した。この合意を受けて開始されたスコーピング作業では、関税、非関税措置、サービス、投資、知的財産、競争および政府調達が主要項目となっている。（詳細は5．

1. (1) 日EU経済連携協定（EPA）／統合協定（EIA）を参照）

(13) コロンビアとの取組

コロンビアとの間では、まず投資協定の交渉が2010年12月に実質合意に至り、2011年9月のサントス大統領訪日時に署名式を行った。この機会に、野田総理との首脳会談においてサントス大統領からの提案を受け、EPA共同研究立ち上げが合意された。これを受け、2011年11月に第1回共同研究会合が、2012年2月に第2回共同研究会合が開催された。

1. 2. 二国間投資協定（BIT）

(1) 二国間投資協定の締結状況

二国間投資協定（Bilateral Investment Treaty）とは、特定の二国間で投資家及び投資財産の保護を図ることにより、投資の円滑化を目指す協定である。

2009年度末現在、我が国は経済連携協定（EPA）の投資章を含めて25の投資協定を発効させている（参照図：我が国の投資協定の取組状況）。このほか、パプアニューギニアと2011年4月に署名し、コロンビアと2011年9月に署名し、クウェートと2012年3月に署名した。また、日中韓三国間の投資協定についても、2012年3月に妥結したほか、サウジアラビアは2008年5月に大筋合意に至っている。なお、豪州とはEPA投資章、GCCとはFTA投資設立章の交渉を行っている。

一方で、世界的に投資協定は近年大幅に増加しており、UNCTAD（国連貿易開発会議）の調べでは、2011年度末時点で3,164件に達している。中でも、欧州諸国や中国等は既に100件前後のBITを締結しており、我が国も更なる取組の推進が必要である。今後は、資源国や新興経済国を中心に、実際のニーズに基づいて交渉相手国の優先順位を付け、迅速かつ柔軟に投資協定の締結を進めることが求められている。

(2) 対外投資戦略会議

経済産業省は、外務省とともに、投資協定をより戦略的な優先順位をもって検討していくため、2008年に対外投資戦略会議を設置した。同会議では、政府、民間団体、政策実施機関が、投資協定交渉の在り方や対外投資に関連す

る各種ツールの総合的な利用・在り方等について、意見交換を行い、2011年度末まで3回の本会議に加え、より具体的な内容について議論を行う連絡会議を9回開催した。

本会議では、投資協定の新規締結国の要望聴取や地域毎の投資環境上の課題の確認、投資協定やビジネス環境整備の枠組みに加えて、実施機関の投資促進ツールやODA、租税協定等の各種ツールも有機的に結合させて効果的に投資促進を進めることの重要性、個別問題の対応について官民全体が連携して取り組むことの必要性等を議論してきた。

我が国の投資協定の取組状況（2011年度末時点）			
	相手国・地域	署名	発効
1	エジプト	1977年1月20日	1978年1月14日
2	スリランカ	1982年3月1日	1982年8月4日
3	中国	1988年8月2日	1989年5月14日
4	トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日
5	香港	1997年5月15日	1997年6月18日
6	パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日
7	バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
8	ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
9	モンゴル	2001年2月15日	2002年3月24日
10	シンガポール（経済連携協定）	2002年1月13日	2002年11月30日
11	韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
12	ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
13	メキシコ（経済連携協定）	2004年9月14日	2005年9月17日
14	マレーシア（経済連携協定）	2005年12月13日	2006年7月13日
15	フィリピン（経済連携協定）	2006年9月9日	2008年12月11日
16	チリ（経済連携協定）	2007年3月27日	2007年9月3日
17	タイ（経済連携協定）	2007年4月3日	2007年11月1日
18	カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日
19	ブルネイ（経済連携協定）	2007年6月18日	2008年7月1日
20	インドネシア（経済連携協定）	2007年8月20日	2008年7月1日
21	ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日
22	ウズベキスタン	2008年8月15日	2009年9月24日
23	ペルー	2008年11月21日	2009年12月10日
※	ベトナム（経済連携協定）	2008年12月25日	2009年10月1日
24	スイス（経済連携協定）	2009年2月19日	2009年9月1日
25	インド（経済連携協定）	2010年10月25日	2011年8月1日
※	ペルー（経済連携協定）	2011年5月31日	2012年3月1日
※ベトナム、ペルーとの経済連携協定には投資協定を準用している			

2. アジア戦略

2. 1. 新成長戦略（基本方針）

2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、アジアの成長を日本の成長に取りこむべく、「アジア経済戦略」を1つの柱とし、この中で2020年までの目標として『アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を構築』、『アジアの成長を取り込むための国内改革の推進、ヒト・モノ・カネの流れ倍増』、『「アジアの所得倍増」を通じた成長機会の拡大』を掲げた。

2. 2. CEPEA／RCEP

東アジア包括的経済連携（CEPEA）構想は、域内における経済実態上の結びつきの強まりや、ASEANとASEANを取り巻く周辺国（日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランド）とのFTA/EPAの取組の進展に伴い、これを基礎とする広域経済連携の模索が可能となっていることから、2006年8月、日本が日ASEAN経済大臣会合及び日中韓ASEAN経済大臣会合の場で提案したものである。

東アジアにおけるFTA/EPAについては、2010年8月にインドASEANのFTA、豪州及びニュージーランドとASEANのFTAが発効し、この地域の「ASEAN+1」のFTA/EPA網が完成した。

2010年以降、4つの作業部会（原産地規則、税関手続、経済協力、関税品目表）が開催され、CEPEAの実現を目指し、ASEAN+1の統合に向けた議論が進められた。

その後、2011年8月のASEAN+6（日中韓印豪NZ）経済大臣非公式協議では、日本と中国がCEPEAとEAFTAを同時に検討する貿易・投資自由化の作業部会の設置を共同で提案した。これを受け、2011年11月のASEANサミットにおいてASEANが新たな枠組み（RCEP（東アジア地域包括的経済連携）構想）を提案した。また16カ国により物品貿易、サービス貿易及び投資の作業部会を設置することが合意された。

2. 3. ERIA

東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）は、2006年8月の日ASEAN経済大臣会合等において、日本が「東アジア版OECD」構想として設立を提案したものである。その後、東アジア各国の首脳級及び閣僚級の会合等で議論され、2007年11月の第3回東アジアサミット（EAS）の議長声明等を踏まえ、2008年6月3日に、スリンASEAN事務総長及び東アジア16カ国の代表者の出席のもと設立総会が開催され、ERIAが正式に設立された。設立以来、「経済統合の深化」、「経済格差の是正」及び「持続的経済成長」を主要な政策分野とする調査・研究、シンポジウム等を実施しており、東アジア首脳会議等の場を活用した政策の実現を目指している。

ERIAは、2007年1月の第2回東アジアサミット（EAS）で採択されたセブ宣言に基づいてエネルギー分野の

研究を開始しており、2011年9月に開催されたEASエネルギー大臣会合では、昨今のアジアでのエネルギー情勢の変化を踏まえ、①中長期エネルギー需要と省エネポテンシャルのアウトルック策定、②緊急時の政策及び対応の連携、③既存の化石燃料資源利用の促進、④電力インフラの改善、⑤クリーンエネルギーの5分野に新たにに取り組むこととなった。

また、ERIAが、

策定し、2010年10月の東アジアサミットで合意された「アジア総合開発計画」については、フォローアップがなされるとともに、2011年8月のASEAN+6経済大臣非公式協議においても優先プロジェクトの選定や官民連携の枠組み作り等について議論された。

さらに、2011年11月の第6回東アジアサミット（EAS）において、「アジア総合開発計画」も活用しつつ、東アジア大での連結性強化に向け「ASEAN連結性マスタープランプラス」の可能性を検討することが合意された。

ERIAのこうした貢献は、2011年11月に開催された東アジア首脳会議及びASEAN首脳会議において、参加国首脳より、高く評価された。

加えて、ERIAは、10月、東アジア首脳会議に先立ち、インドネシア政府・ハーバード大学共催で「ASEAN2015、その後の前進に向けて」と題するシンポジウムを開催した。

今後ともERIAには、東アジア首脳会議等の各国政策フォーラムに提言を行う国際的研究機関として、ASEAN事務局及び東アジア各国政府とのさらなる密接な連携及び域内外の関係機関等との協力を行いつつ、東アジア経済統合に向けた研究等を実施し、政策提言及びその具体化を行っていくことが期待される。

3. アジア大洋州各国関係

3. 1. 日中関係

2006年10月に日中双方で発表した「日中共同プレス発表」には、「共通の戦略的利益に立脚した互惠関係」（戦略的互惠関係）を構築するため努力していくことが盛り込まれ、その後、戦略的互惠関係構築のための様々な取組が進められている。2011年度においては、5月に菅総理と温家宝総理による首脳会談が行われ、戦略的互惠関係の更なる深化のため協力を強化することで一致した。また、日本

側から東日本大震災の際の中国からの支援に対して感謝するとともに、中国側から、改めてお見舞いの意が表明された。この他、原子力安全、省エネルギー・新エネルギー協力の推進、レアアースの安定供給、東シナ海資源開発等について話し合った。11 月には、A P E C に出席した野田総理が胡錦涛国家主席と首脳会談を行い、日中関係は互いに重要な二国間関係の一つであること、互いの発展は両国のみならず、地域及び世界にとって極めて重要であること、そうした大局的な観点から、戦略的互惠関係を一層深化させることについて一致した。12 月には、野田総理が訪中し、胡錦涛国家主席、温家宝総理との間でそれぞれ首脳会談を行った。温家宝総理との会談では、野田総理から戦略的互惠関係の一層の深化に向けた、6 つのイニシアティブを表明し、省エネルギー・環境協力、日中韓投資協定・日中韓 F T A 交渉の推進、レアアースの安定供給などの互惠的経済関係のグレードアップ等について議論を行った。胡錦涛国家主席との会談では過去 40 年の日中関係を振り返り、4 つの基本文書を踏まえて、関係を発展させていくことを確認、戦略的互惠関係を一層深化させるために尽力し、経済面での互惠関係のグレードアップを図ることにも一致した。

閣僚間では、海江田経済産業大臣と陳徳銘商務部長との計 3 回の会談（4、5、7 月）、9 月に就任した枝野経済産業大臣と陳徳銘商務部長との会談（10 月）、同大臣と張平国家発展改革委員会主任との会談（11 月）において、震災復興協力、省エネルギー・環境協力、貿易投資環境上の諸課題等について議論を行った。

このほか、8 月には経済産業省と商務部との「第 15 回次官級定期協議」が行われ、貿易投資環境の諸課題や経済交流の推進について議論を行った。

(1) 震災復興協力

4 月の海江田大臣と陳徳銘商務部長との会談において、3 月の東日本大震災の際の中国からの支援について謝意を表するとともに、福島第一原発の状況について説明。5 月の会談では、海江田大臣と陳徳銘部長との間で、震災後の経済貿易協力強化に関する共同文書を作成し、7 月には、この共同文書に基づき、震災復興に係る日中協力を確認した。その後、10 月に枝野大臣が広州交易会に出席するた

め訪中し、被災地産品等を展示した日本ブースを視察した温家宝総理、陳徳銘商務部長に対し日本製品の安全性について説明するとともに、それぞれと会談を行った。

(2) 省エネルギー・環境協力

中国は急速な経済発展に伴い、消費するエネルギー量や環境負荷等が大きくなる中、省エネルギー・環境改善を一層促進することが国家的な目標となっているが、これは日中関係の発展にとっても重要な政策課題である。2011 年度は、11 月に北京において「第 6 回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」が開催された。本フォーラムは、2006 年から毎年開催されているもので、我が国及び中国の官民のリーダーが参加し、省エネルギー・環境分野に関する政策、経験、技術などについて意見交換等を行っている。第 6 回フォーラムには、枝野大臣が出席し、張平国家発展改革委員会主任との間で、省エネルギー及び再生可能エネルギー利用における協力の更なる展開に関する覚書を調印するなど、日中双方の官民の代表者により、スマートグリッド、スマートコミュニティ等の省エネルギー分野から、水・汚泥処理、リサイクル等の環境分野に至るまで、過去最多となる 51 件の多様な協力について覚書の署名・交換が行われた。枝野大臣と張平国家発展改革委員会主任との間では、「省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用協力の更なる展開に関する覚書」に調印し、日中でワーキンググループを設置し、政策、技術、標準化について交流を行うとともに、省エネ型社会建設を目指したプロジェクトについて議論を行うことに合意した。

(3) 貿易投資環境上の諸課題

日中間の経済関係を維持・拡大するためには、貿易投資におけるビジネス環境を整備する必要がある。そのため、首脳・閣僚間の会談や次官級定期協議をはじめ、様々なレベル、機会を活用し、中国側に働き掛けを行っている。

中国は、レアアースをはじめとする多様なレアメタルの世界最大の生産国で、我が国のレアメタル供給についても中国からの輸入が大半を占めるが、中国政府はレアアース等について、環境・資源保護を理由に輸出規制や生産規制を実施している。レアアースを始めとするレアメタルは、我が国ハイテク産業等にとって重要な原材料であり、その

安定供給は必要不可欠である。そのため、中国からの輸入依存度が特に高いレアアースについて、首脳級・閣僚級のハイレベル会談において、中国側の輸出規制の改善等安定供給を要請している。2012 年 3 月には、我が国は、中国のレアアース等の輸出規制が W T O 協定に違反する疑義があるため、米国及び E U とともに、W T O 協定に基づく政府間協議を要請した。

このほか、鉄鋼等のアンチダンピング調査、知的財産保護、自動車等の事業規制等の諸課題についても、中国側に改善を要請した。

3. 2. 日韓関係

日韓経済関係は、貿易・投資額ともに年々拡大し、人の往来も活発化するなど、ますます緊密化している。これを一層強固なものとし、アジア地域の経済統合において主導的な役割を果たすには、日韓 E P A を含む経済関係の一層の進展が必要であり、これらについて前述（P.199）のとおり、韓国側への働きかけを行った。4 月には海江田大臣が、10 月には枝野大臣がそれぞれ金宗堧（キム・ジョンフン）通商交渉本部長と会談し、日韓 E P A の早期の交渉再開を呼びかけ、その他日韓経済関係の更なる発展についても広く意見を交換した。また、日韓 E P A 交渉再開に向けた環境醸成を目的として、2009 年から毎年開催している「逆見本市（日韓部品素材調達商談会）」を、2011 年 11 月にソウルにおいて開催した。同商談会には、日本自動車メーカー 11 社、韓国自動車部品企業 51 社が参加し、105 件の熱心な商談を行った。

3. 3. 日モンゴル関係

2011 年 12 月に日本で「第 5 回日モンゴル貿易投資官民合同協議会及び日モンゴル鉱物資源開発官民合同協議会」が開催され、当省からは松下経済産業副大臣が出席した。貿易投資官民合同協議会では、投資環境の整備、宇宙協力（衛星技術）等についての意見交換や二国間オフセット・クレジット制度の紹介等を行い、鉱物資源開発官民合同協議会では、石炭、レアアース等に関する鉱物資源開発及び利用に関する現状及び今後の展開について意見交換を行った。

3. 4. 日インド関係

I T 産業を始めとするサービス業や製造業を中心に経済成長目覚ましいインドは、B R I C s の中でも特に成長が期待される国。こうした中、近年我が国との関係も急速に緊密の度を増している。

野田総理（当時）は 2011 年 12 月に訪印して首脳会談を行い、政治・安全保障、経済をはじめとする二国間関係や地域情勢・地球規模課題を含む幅広い分野での協力強化について意見交換を行い、会談後、「国交樹立 60 周年を迎える日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けたビジョン」と題する共同声明を発出。主な成果は以下の通り。

(1) D M I C（デリー・ムンバイ間産業大動脈構想）

両首脳は、90 億ドルの日インド D M I C ファシリティの立ち上げの他、D M I C 開発公社への日本からの出資や専門家の派遣等を歓迎した。

(2) 日インド官民政策対話

両首脳は、日本の経済産業大臣とインドの商工大臣との間の 2 回目となる閣僚級官民政策対話が 2012 年に開催されることへの期待を表明した。

(3) D M I C—P P P 推進協議会

両首脳は、グジャラート州ダヘジでの海水淡水化による工業団地への水供給事業やラージャスターン州のニムラナ工業団地における大規模太陽光発電を活用したマイクログリッド・システム事業、マハラシュトラ州のガス焚 I P P 事業の早期実現のために関係当局による努力を加速させることを決定した。

(4) インド南部の開発

両首脳はチェンナイ・バンガロール間の地域におけるインフラ整備の重要性を強調し、エンノール、チェンナイ、及び近接地域における港湾、工業団地並びに周辺施設等のインフラを向上するための努力を強化することを決定した。また関係当局者に対し、包括的な統合マスタープランの準備のためのモダリティを迅速に策定し、可能な限り早期に完了させるよう指示した。

また 2011 年 1 月に、枝野経産大臣がインド（チェンナイ）を訪問しジャヤラリタ タミル・ナードゥ州首相と会談した。チェンナイ訪問の主な成果は以下の通り。

(ア) ビジネス環境の整備

急速な経済成長と中間層拡大に伴い、ビジネス機会が拡大しているインドにおいて、日系企業 進出の一大拠点となっているチェンナイのビジネス環境整備を加速。

我が国中小企業の海外展開支援のモデルとして、チェンナイに J E T R O のビジネスサポートセンターを開設。

(イ) インフラ整備

日系中小企業の進出拠点となるオメガ複合型都市開発プロジェクトについて電力や水を円滑に供給するための MOU を締結。

現地日系企業の支援のため、エンノール港及びその周辺の道路整備など日系企業が必要とするインフラ整備について、州政府から早期完了に向けた取組加速の表明を得た。日系製造業の集積地であるチェンナイ、バンガロール周辺のインフラ整備を進めるため、チェンナイ・バンガロール間のインド南部回廊開発構想への協力を表明。

3. 5. 日豪関係

2012年5月東京において、枝野経済産業大臣（当時）とエマソン貿易大臣との間で、第2回貿易大臣会合を開催し、日豪 E P A、資源・エネルギー、T P P、地域的経済連携、W T O 等、二国間・多国間／地域の貿易・経済政策について幅広い意見交換を行い、それぞれの分野において両国が協力して前進させていくことを確認した。また、両国間のインフラ協力を推進することを目的として、日豪官民政策対話（第2回2011年10月東京、第3回2012年11月キャンベラ）を開催し、両国の官民が一体となって今後の協力の方向性等について議論をおこなった。

また、枝野大臣は、カー外務大臣及びファーガソン資源エネルギー・観光大臣とも会談し、日豪経済関係強化につき議論を深めた。

3. 6. 日中韓関係

2007 年 1 月の日中韓首脳会談において三か国首脳は、日中韓投資協定交渉開始に合意した。その後 2012 年 3 月までに計 13 回の交渉会合が開催され、同月 21 日に北京で開催された日中韓投資協定に係る予備会合において、実質的に同協定の交渉が妥結した。三か国は、日中韓投資協定の早期の署名を目指し、作業を進めることで一致した。

また日中韓 F T A については、2003 年から日中韓三か

国の民間研究機関（日本：総合研究開発機構（N I R A）

（2009 年から日本の研究機関が日本貿易振興機構アジア経済研究所（I D E - J E T R O）に交替）、中国：国务院発展研究中心（D R C）、韓国：対外経済政策研究院（K I E P）が共同研究を実施し、2009 年の日中韓首脳会議では、政府間での議論を開始すべき等の政策提言がなされた。これを受け、同年 10 月に開催された第 2 回日中韓サミットで産官学共同研究につき議論し、第 6 回日中韓経済貿易大臣会合において、同研究を 2010 年上半期に立ち上げることに合意した。2010 年 5 月、ソウルにおいて第 1 回産官学共同研究会合が開催され、日中韓 F T A 産官学共同研究枠組み（T O R）について合意した。その後、共同研究報告書の内容について議論を行い、第 7 回（2011 年 12 月）の最終の研究会にて報告書を取りまとめ、2012 年 3 月に報告書の公表を行った。

2011 年 4 月、東京で第 8 回日中韓経済貿易大臣会合が開催され、海江田経済産業大臣が議長を務め、中国から陳徳銘商務部長、韓国から金宗堉外交通商部通商交渉本部長が出席し、東日本大震災、三国間の F T A、投資協定、そして W T O や A P E C などグローバル・地域協力案件について議論を行った。

また、2011 年 5 月、東京において第 4 回日中韓サミットが開催された。日本からは菅総理（議長）、中国から温家宝総理、韓国から李明博大統領が出席し、三国間協力の進捗と今後の方向や地域・国際情勢等について議論を行った。

3. 7. 日・ASEAN 関係

(1) 日 ASEAN 関係

2011 年 8 月 13 日にインドネシア・マナドにおいて、日 ASEAN 経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

（ア）日アセアン包括的経済連携協定については、2010 年 11 月に開始された投資章及びサービス章について、2012 年の日アセアン経済大臣会合または日アセアン首脳会合までに交渉の妥結に努める。（連携課、基準確認中）

（イ）今後 10 年間の日 ASEAN 関係に関するロードマップを策定することに合意。また、2012 年春 ASEAN10 カ国の大臣が訪日する「ロードショー」の実施を歓迎した。

(ウ) 物流効率化や中小企業の資金円滑化、知的財産保護の強化、低炭素技術普及のための制度づくり等において新たな協力のイニシアティブを進めていくことを表明。

(2) ASEAN+3（日中韓）の取組

ASEAN創設30周年を迎えた1997年に、ASEANと北東アジア諸国との対話、相互理解促進を目的として、ASEAN諸国と日本、中国、韓国の首脳による初の会合が開催された（以降毎年開催）。現在、ASEAN+3の枠組みとして首脳会合のほか、経済大臣会合、財務大臣会合、外務大臣会合等が開催されている。

2011年8月13日にインドネシア・マナドにおいて、ASEAN+3経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

東アジア経済統合（EAF TA／CEPEA）について、日中共同でCEPEAとEAF TAを同時に検討する貿易・投資自由化の作業部会の設置を提案。本年11月の首脳会合での立ち上げを目指し検討を進めることに合意した。

(3) ASEAN+6（日中韓印豪NZ）の取組

2011年8月13日にインドネシア・マナドにおいて、ASEAN+6（日中韓印豪NZ）経済大臣非公式協議が開催された。概要は以下の通り。

(ア) 東アジア経済統合（EAF TA／CEPEA）について、日中共同でCEPEAとEAF TAを同時に検討する貿易・投資自由化の作業部会の設置を提案。本年11月の首脳会合での立ち上げを目指し検討を進めることに合意した。

(イ) 地域のインフラ開発については、2010年にERIAが策定した「アジア総合開発計画」の実施の加速化に向け、優先プロジェクトの選定や官民連携の枠組み作り等について議論。

(4) 日メコン関係

日メコン（日本、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びタイ）は、2011年8月に、インドネシアマナドで「第3回日メコン経済産業大臣会合」を開催し、2010

年に合意した「日メコン経済産業協力（MJ-CI）行動計画：プログレスレポート」に基づき、行動計画の進捗状況を議論し、12年以降に向けた重点的な取組として、域内の連結性を高めるようなインフラ開発（ダウエー港開発や電力の相互融通制度等）や貿易円滑化に向けた取組の加速化・中小企業金融等送付面の協力の必要性を確認した。

(5) その他バイ関係

（日インドネシア関係）

2011年5月、インドネシア政府が経済開発加速化・拡大マスタープラン（MP3EI）を発表。MP3EIの柱の一つであるインドネシア経済回廊（IDEC）構想について、日インドネシア間で共同で議論が重ねられた。

2011年9月、インドネシア・ジャカルタにおいて、現地出張中の枝野経済産業大臣とインドネシアのハッタ経済担当調整大臣を共同議長として、第2回首都圏投資促進特別地域（MPA）運営委員会を開催。MPAは、IDEC構想のもとで日本企業の投資促進のため、ニーズの高いジャカルタ首都圏等のインフラ整備を目指すもので、両大臣は本委員会において、MPAに関するマスタープランを2012年に共同策定することに合意した。

2011年11月には、東京において、第3回「日インドネシア経済合同フォーラム」が開催され、枝野産業大臣とインドネシアのハッタ経済担当調整大臣がIDEC構想等について議論。今後、官民のさらなる協力を通じて、インドネシア国土全体でのハード・ソフトのインフラ整備と産業振興、投資・ビジネス環境整備に一体的に取り組み、日インドネシアの経済産業協力を進めていくことに合意。

（日ベトナム関係）

2011年1月、ベトナム共産党にて社会経済開発10か年戦略の中で「2020年までに工業国化を達成する」目標が決定された。我が国は外国政府として唯一のパートナーとして、（1）2020年までのベトナム工業化に向けた戦略産業案の策定（産業を選択・集中的に創設・強化する方針）、（2）行動計画の策定、（3）ベトナム政府・首相の決定を得た上、工業化に向けた政策の実装に関して協力。2011年9月には日越間の作業部会を設置し、2011年10月にベトナム・ズン首相が来日した際に署名した日ベトナム共同

声明においてベトナム工業化戦略への日本の協力及びベトナム副首相が主宰するハイレベル委員会の設置に合意。2012 年 3 月、工業化を図る業種としての 9 業種（第 1 グループ：電気電子、食品加工、環境・省エネ、造船、農業機械。第 2 グループ：繊維、二輪、自動車、製造業用鉄鋼）を日越間で合意した。

（日タイ関係）

2011 年 10 月にタイ中心部を中心に発生した洪水の影響でバンコク北方アユタヤ周辺の工業団地 7 か所で浸水被害が発生した。日本政府としては、タイ洪水に関し、タイの日系企業に勤務するタイ人従業員の受入れ、タイ人技術者の日本での研修受入れ支援、企業再建・復興・高度化のための人材育成支援等を実施した。

（日ミャンマー関係）

2012 年 1 月、急速に民主化が進展するミャンマーを枝野経済産業大臣（当時）が訪問。経済関係の独立行政法人や産業界の参加の下、第 1 回日ミャンマー閣僚級経済産業対話を開催。インフラ開発支援、ビジネス環境整備、資源・エネルギー利用の 3 分野について意見交換を行い、各種支援を進めていくことを表明。

4. 米州関係

4. 1. 日米関係

2011 年 5 月 26 日、G 8 ドービルサミット出席のためにフランス訪問中の菅総理大臣（当時）は、オバマ大統領との間で日米首脳会談を行った。

本会談では、菅総理大臣から、震災後米国から多大な支援を受けたことに改めて感謝するとともに、グローバル及び地域の課題に取り組むためにも、引き続き安全保障、経済、文化・人材交流といった分野で日米同盟を深化させていきたい旨述べた。

2011 年 9 月 21 日、国連総会出席のため訪米中の野田総理は、オバマ大統領との間で日米首脳会談を行った。

本会談では、オバマ大統領より、日本は重要な同盟国であり、安全保障、経済、その他様々な問題について幅広く協力していくパートナーである旨言及、野田総理からは、トモダチ作戦など米国の多大な支援に改めて感謝すると

ともに、今回の支援を通じて、日米同盟は日本外交の基軸との信念は改めて揺るぎないものとなった、安保、経済、文化・人的交流の三本柱で同盟を深化・発展させていきたい旨述べた。

（1）日米クリーンエネルギー政策対話

2009 年 1 1 月の日米首脳合意にて設立に合意。2011 年 7 月の第 2 回対話では、今後の日米クリーンエネルギー協力のあり方、クリーンエネルギー関連政策金融の活用状況について議論を行った。2012 年 3 月の第 3 回対話では、日米クリーンエネルギー協力のこれまでの成果について確認するとともに、今後の拡充について議論を行った。加えて、9 月にサンクトペテルブルクで開催される APEC エネルギー大臣会合を踏まえて、今後、APEC 地域における日米協力をどのように進めるについて議論を行った。

（2）日米経済調和対話

貿易円滑化、ビジネス環境、個別の問題への対応及び共通の関心を有する地域の課題における連携期待への取組を調和させるための協力を促進することによって両国の経済成長に資することを目指す。2011 年 3 月の第 1 回事務レベル会合に引き続き、2011 年 7 月に第 2 回事務レベル会合を、2011 年 1 0 月に上級会合（次官級）を行い、2012 年 1 月に協議結果が取り纏められた。

（3）イノベーション・起業・雇用創出促進のための日米対話

イノベーション・起業の支援、投資促進等を通じた日米間での連携を促進し、新たな雇用を創出することを目指す日米対話が創設（2010 年 5 月）され、2010 年 5 月の第 1 回会合、2011 年 2 月の第 2 回会合に続き、2012 年 1 月に第 3 回会合を開催した。本会合において、日米双方のベンチャー、ベンチャーキャピタル、有識者による官民合同の日米協議会を設立、第 1 回会合を開催した。また、政府間対話では、今後の進め方を協議。起業分野での日米間協力の進展を確認し、対内直接投資促進に向けた活動等について意見交換を実施した。

4. 2. 日・カナダ関係

東日本大震災に対しては、カナダからは毛布 25,000 枚、

線量計 5,000 台の提供等の支援があった。またカナダ国内に震災後の日本の現状を伝えるべく、2011 年 6 月に在京カナダ大使館が主催して「日本セミナー・シリーズ」と題したセミナーを主要 5 都市で開催。このセミナーに先立ち、6 月 13 日にカナダ政府は福島第一原子力発電所事故に伴う日本からの食品輸入規制措置を世界に先がけて解除した。さらにカナダ政府は、被災者の若者のカナダにおける語学研修を援助する「カナダ留学ホーププロジェクト」を実施した。

ハイレベルの意見交換としては、2011 年 5 月、同 9 月、並びに 2012 年 3 月に日カナダ首脳会談が行われた他、2011 年 9 月並びに 2012 年 3 月にファスト国際貿易大臣の枝野経済産業大臣（当時）訪問、2011 年 8 月にケベック州シャレ首相の池田経済産業副大臣（当時）訪問、及び同 9 月にカナダ経営者評議会一行の牧野経済産業副大臣（当時）訪問等があり、両国間の緊密な連携を確認した。

日カナダ政府間においては、2012 年 2 月に日カナダ貿易投資対話（T I D）を開催し、両国の貿易政策やビジネス環境等について意見交換を行った。

日カナダ経済連携に関しては、E P A の可能性に関する共同研究会合を 2011 年 3 月から 2012 年 1 月までに 4 回開催の上、同 3 月に共同研究報告書を発表、直後の日カナダ首脳会談において日カナダ E P A 交渉を開始することで一致した。

4. 3. 日・中南米関係

(1) 日墨関係

05 年に発効した日墨 E P A の改善を図るため、日墨 E P A 合委員会において改訂 E P A に関して協議が行われ、主要な項目について協議を終え、2011 年 9 月に日墨 E P A 改訂議定書署名が行われた。

2012 年 2 月、東京で第 6 回日墨 E P A 合同委員会が開催され、枝野経済産業大臣（当時）とフェラーリ経済大臣（当時）との会談において、墨伯自動車協定見直しについて日系自動車メーカーへの影響を伝え、墨側への支持と同時に伯側との交渉を強く求めた。この結果、フェラーリ経済大臣は伯との交渉を継続し、時限的無税輸出枠の設定等で影響を抑えた。

2012 年 4 月日墨 E P A 改訂議定書発効した。

(2) 日伯関係

2008 年 7 月の甘利経済産業大臣（当時）訪伯時にミゲル・ジョルジ開発商工大臣との間で開催について合意した、日伯貿易投資促進合同委員会の第 5 回及び第 6 回会合が 2011 年 8 月、2012 年 11 月にブラジリアと東京でそれぞれ開催され、貿易投資促進、ビジネス円滑化、知的財産権といった各分野について議論が行われた。

2012 年、5 月及び 11 月にピメンテル開発商工大臣が来日され、枝野経済産業大臣（当時）との間で電気料金の引き下げ等投資操業等にかかるブラジルコスト是正を求める同時に日伯合弁企業の署名立ち会い等、日伯間の貿易投資促進に合意した。

(3) 日コロンビア関係

2011 年 9 月、サントス大統領来日時に野田総理（当時）と会談を行い、日コロンビア E P A 共同研究の開始に合意し、同年 11 月、2012 年 2 月及び 5 月に 3 度の共同研究会を開催し、7 月に報告書を発表。

2012 年 9 月の国連総会において首脳会談を行い E P A 交渉開始について合意。

2012 年 12 月、第 1 回日コロンビア E P A 交渉が開催され、E P A 交渉完了に向け協議中。

(4) 日ペルー関係

2012 年 3 月、日ペルー E P A 発行。

2012 年 5 月、ウマラ大統領が来日し野田総理（当時）と会談し E P A の円滑運用等を通じた経済関係の進展、二国間関係をより一層進化・発展させる等意見交換が行われた。

また、ウマラ大統領訪日に合わせて東京で開催された第 10 回日ペルー経済協議会において、二国間の経済関係強化について意見交換行われた。

2012 年 11 月、ペルーにおいて日ペルー E P A ビジネス環境整備小委員会が開催され、日ペルーの官民間関係者で日ペルー間のビジネス環境の改善について議論が行われた。

(5) 日ベネズエラ関係

2009年4月、チャベス大統領来日時に設置について合意した、エネルギー協力会合が2012年4月、東京で開催され、枝野経済産業大臣（当時）出席の下、石油、天然ガス、ファイナンス等のエネルギー関連分野における協力関係強化及び個別事項における問題解決に向けた意見交換が行われた。

鉱物資源への協力等について意見交換が行われた。

5. 欧州・ロシア関係

5. 1. 日欧関係

欧州連合（EU）は、2012年3月現在27か国が加盟、人口約5億人、GDPは世界全体の約3割を占める政治・経済統合体である。EUは、共通の通商政策、農業政策などを有する世界最大の単一市場であり、単一通貨のユーロには、17か国が参加している。我が国とEUは、民主主義や市場経済という基本的価値観を共有すると共に、高い技術やイノベーションを有するグローバルパートナーである。

このような状況の下、EUは、エネルギー・環境問題などグローバルな課題への対応に大きな影響力を有しており、我が国がEU及びEUを構成する諸国との間で戦略的な関係を構築していくことは、重要である。

また、EUの東方拡大に伴い東欧諸国はその戦略的重要性を増しており、EU未加盟国も含めた東欧諸国との経済関係は、日系企業の進出などを通じて、より緊密なものとなっている。

良好な日欧経済関係を維持することは、日欧双方及び世界経済の発展のために不可欠であり、日EU経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）／統合協定（EIA：Economic Integration Agreement）を通じた日欧経済関係の強化やグローバルな課題に対する日欧共同での取組は、近年さらに重要となっている。

(1) 日EU経済連携協定（EPA）／統合協定（EIA）

2007年5月より行われていたEU韓国FTA交渉が終了し、2011年7月に暫定発効した。欧州市場における我が国企業のビジネス環境整備、及び日EU経済関係の更なる深化に向けて、日EU経済連携協定（EPA）／統合協定（EIA）の実現に向けた取組を進めている。

2011年5月の日・EU定期首脳協議において、関税、非関税措置、サービス、投資、知的財産、競争および政府調達を含む双方の全ての共有された関心事項を取り扱う、深くかつ包括的なFTA/EPA交渉のためのプロセスを開始することに合意。これを受け、日・EU当局は経済連携の強化に向け、交渉の範囲および野心のレベルを定める「スコーピング作業」を開始した。

(2) 日・EU定期首脳協議

日・EU間では、首脳協議が定期的に行われており、随時懸案事項について意見交換を行っている。

第20回日・EU定期首脳協議（日・EUサミット）結果概要

2010年5月28日、ブリュッセルのヴァル・ドゥッシュェス城において、第20回日・EU定期首脳協議が開催された。我が国からは、菅総理総理大臣（当時）、EU側からは、ファン・ロンパイ欧州理事会常任議長、ジョゼ・マヌエル・バローゾ欧州委員会委員長等が出席した。今次協議は、「Kizuna サミット」とし、基本的価値を共有するグローバル・パートナーで日EUが、その協力関係を一層拡大・深化させ絆を深めていくことで一致。更なる日EU関係強化に向けた取組、世界経済、原子力安全及びエネルギー問題、グリーン経済及び気候変動、地域情勢等について意見交換を実施し、以下の共同プレス声明及び原子力安全に関する付属文書を発出した。

（日EU経済関係部分）

－FTA/EPA及び政治分野での拘束力を有する協定についての並行した交渉のためのプロセスを開始することを決定。スコーピングを可能な限り早期に実施。

－最近発効したEC日科学技術協力協定を活用し、協力を深化・拡大する。

－日EUビジネス・ラウンドテーブル（BRT）などを通じたビジネス界との協力の継続を再確認。

（その他経済部分）

－世界経済の回復促進に向けた協力と政策調整の強化に関する決意を強調。

－深刻な状況になっているWTOドーハ・ラウンド交渉に

ついてあらゆる選択肢を検討していくとともに保護主義を抑制していく決意を再確認

ーレアアースを含む原材料の安定的且つ持続的な供給確保に関する政治的意思を再確認。

ー気候変動において、グローバルで公平かつ実効的な合意の採択に努めるとともに、生物多様性条約第10回締約国会議の成果の実施や、リオ+20におけるグリーン経済の重要性を再確認。

ーエネルギー安全保障の確保及び低炭素経済の発展のため、持続可能なエネルギー政策及びエネルギー関連技術開発に関して協力・推進。

(原子力安全関係 (付属文書))

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故を踏まえた具体的な日EU協力について、既存の協力に基づき、EU日が原子力安全、安全で持続可能なエネルギー供給及びその効率の利用、そして自然災害予防に関する協力活動を発展・拡大させえる意志を有することを確認。

(3) 日・EU間の通商政策・産業政策に関する対話・協力の仕組み

(ア) 日欧産業協力センター

1986年に開催された日EC閣僚会合における通商産業省(当時)と欧州委員会との合意に基づき日欧産業協力センターが設立され、1987年より事業を開始した。日本とEUの貿易・投資活性化、経済関係の緊密化を目指し、日EUにおける産業協力を促進するため、以下の事業を実施している。

(A) 日・EU経済連携強化事業

日・EUの経済連携の深化に向けて、日・EU双方が関心を有する個別政策分野ごとにセミナーを実施。2011年度は、日EU・EPA/EIA、エネルギー政策、研究開発政策等をテーマに、東京及びブラッセルにおいて計15回のセミナーを開催し、約1,200名が参加。

(B) 日・EUビジネス・ラウンドテーブル開催

日・EUの双方の主な民間企業のCEOが参加し、ビジネス環境の整備及び投資交流の促進を目的として、2011年4月28日～29日の2日間、ローマにおいて「日・EUビジネス・ラウンドテーブル(BRT)」本会合を

開催(詳細後述)。本会合の事務局を担当。

(C) 研修生派遣事業(Vulcanus Program)

日・EU間の人的交流の活発化を通じて産業協力を推進すべく、理工系の学部学生・大学院生を相互に派遣し、企業において研修を実施。2011年度は、計23名の学生をEU10か国に派遣し、EUからは30名の学生を受け入れ(派遣期間は双方とも1年間)。

(イ) 日・EUビジネス・ラウンドテーブル

日・EU産業界の対話・両政府への政策提言の場として、1999年に「日EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル(BDRT)」が設置された。日・EU間における民間のイニシアティブに対し、政府として積極的に応えるべく、発足当初から、日・EU双方の閣僚級が会合に出席している。

2011年4月28日、29日に日・EUビジネス・ラウンド・テーブル(BRT)がローマにおいて開催された。経済産業省からは岡田経済産業審議官(当時)が出席した他、タヤニ欧州委員会副委員長、高橋外務副大臣(当時)等が出席。会合の概要は以下のとおり。

(A) 1日目(4月28日): BRT民間会合

(1)貿易関係・投資と規制の協力、(2)ライフサイエンスとバイオテクノロジー・健康と福祉、(3)イノベーション・情報通信技術(航空宇宙含む)、(4)金融サービス・会計・税制、(5)環境とサステナブル・ディベロプメント、の各テーマについて、日・EUそれぞれの代表者より報告及び日・EU協業事例の紹介と討議があった。。

(B) 2日目(4月29日): BRT民間会合及び官民合同セッション

官民合同セッションに経済産業省から岡田経済産業審議官(当時)が出席し、日EU・EPA/EIA、についてスピーチを行った。また、民間会合においては、貿易、投資の拡大に向け、日EU政府が、条件に折り合ったと合意次第、バランスが取れ相互に利益のある二国間協定の交渉開始を提言するとともに、ライフサイエンスとバイオテクノロジー、イノベーション及び情報通信技術(ICT)、金融サービス・会計及び税制、並びに環境および持続可能な開発について提言を行った。

(ウ)その他 (日EU産業政策・産業協力ダイアログ)

日EU間の産業政策やビジネス環境整備推進等に関する意見交換、及び、産業協力の進展のレビューを目的に、「日EU産業政策・産業協力ダイアログ」を開催。経済産業審議官及び欧州委員会企業・産業総局長が共同議長になっており、2011年度は震災対応もあり未開催。

(4) 日欧二国間関係

日欧二国間では、EU主要国を含む各国との関係レベルでの往来や、事務レベルでの定期協議等を通じて、関係の強化を図っている。

(ア) 日仏関係

日仏間では、2012年2月にベッソン産業・エネルギー・デジタル経済大臣が来日し、枝野経済産業大臣(当時)と、エネルギー政策や日EU・EPA等について意見交換を行った。

また、2011年11月24日に、経済・財政・産業省との間で、第25回日仏産業協力委員会を東京で開催し、経済情勢や産業協力等に関する意見交換を行った。

(イ) 日独関係

日独間では、2011年10月にオットー経済技術省政務次官カウダー連邦議会キリスト教民主・社会同盟院内総務が来日し、牧野経済産業副大臣大臣(当時)と、日EU・EPA、二国間経済関係の強化等について意見交換を行った。

(ウ) 日英関係

日英間では、2011年6月にケーブル・ビジネス・イノベーション・技能大臣が来日し海江田大臣(当時)と、2011年11月にはグリーン貿易投資担当大臣が来日し、枝野経済産業大臣(当時)と、日EU・EPA、二国間経済関係の強化等について意見交換を行った。

(エ) 日伊関係

日伊間では、2011年10月に京都で開催された日伊ビジネスグループにおいて、中富特別通商交渉官(当時)が、日伊経済関係の展望について講演を行ったほか、同会合では日EU・EPAの早期実現を求める共同宣言を发出しされた。

(オ) その他

枝野経済産業大臣(当時)と2012年上半期のEU議長国であった、デンマーク・オルセン・デュア貿易投資大臣

との間の2011年12月及び2012年2月の2度の会談を通じて、日EU・EPAの進め方について議論を行い、早期交渉開始の方向性について認識を共有した。また、オランダ・フェルハーヘン副首相兼経済・農業・イノベーション大臣、スウェーデン・ビョーリング貿易担当大臣、フィンランド・ハカエミス経済大臣及びスウェーデン・貿易担当大臣、リトアニア・クビリウス首相の来日機会を利用し、枝野経済産業大臣(当時)と二国間経済関係の強化、日EU・EPA等について意見交換を行った。

5. 2. ASEM

ASEM(アジア欧州会合:Asia-Europe Meeting、以下、「ASEM」)は、東アジア諸国(ASEAN10か国(※)、ASEAN事務局、日本、中国、韓国、インド、モンゴル、パキスタン)、EU加盟各国(27か国)及び欧州委員会並びにオーストラリア、ニュージーランド、ロシアが参加するフォーラムであり、アジアと欧州の政治・経済・文化といった広範な分野にわたる協力を推進する目的で、1996年に設立された。首脳会合が2年に1度開催されるほか、経済分野では貿易と投資に関する高級実務者会合(SOMTI:Senior Official Meeting on Trade and Investment)などが開催されている。

貿易円滑化に関しては、非関税障壁を削減し、アジアと欧州の間の貿易を促進するため、税関手続、基準・認証等の8分野を優先項目として定め、それぞれの分野について貿易円滑化行動計画(TFAP:Trade Facilitation Action Plan)を作成している。

また、個別目標の具体化のため、分野ごとに会合・セミナー等が開催されている。投資に関しては、アジア・欧州間の投資交流促進のため、投資促進行動計画(IPAP:Investment Promotion Action Plan)を作成している。

※ASEAN10か国(タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオス)

2010年10月に、第8回ASEM首脳会合がベルギー(ブラッセル)で開催され、国際経済・金融に関し、アジア・欧州関係の強化について活発に議論され、「議長声明」及び「世界経済危機に関する宣言」を採択した。

5. 3. 日露・中央アジア・コーカサス関係

ロシア連邦（以下、「ロシア」と略す。）は、人口約1億4,291万人。2011年の名目GDPは1兆8,504億ドル（一人当たりGDPは1.3万ドル弱。）で、実質GDP成長率は4.3%。資源価格の高止まりを背景に、2008年後半以降の世界経済危機からは完全に脱したと言える。

ロシア政府は、「経済近代化」政策を掲げ、資源依存型経済からの脱却及びイノベーション型経済への転換を指向している。他方、2011年のロシア総輸出額におけるエネルギー資源の割合は約7割を占めており、ロシア経済は、依然、資源エネルギー産業に大きく依存しているのが実情である。

中央アジア・コーカサスの8か国は、人口約8,024万人。2011年の名目GDPの合計は、3,561億ドル。多くの国々は、豊富な地下資源等を背景として比較的高い経済成長を維持している。

(1) 日露間の貿易・投資関係

2011年の日露間の貿易総額は、307億ドルを記録し、過去最高を更新したが、貿易規模は、対中国の約11分の1、対米国の約7分の1、対EUの約6分の1、対韓国の約8分の1と相対的に小さい。

2011年の我が国の対露輸出品目については、約65%が自動車等の輸送機器であり、建機等の一般機械（約15%）、電子機器（約5%）、ゴム製品（約4%）が続く。対露輸入品目については、原油（約32%）、天然ガス（約25%）、非鉄金属（11%）、石炭（約10%）等の地下資源が約8割を占め、魚介類（約8%）がこれに続く。

2011年末時点の日本からの対露投資残高は、約102億ドルを記録し、史上初めて100億ドルを突破した。

2011年11月、ホノルルAPECにおいて枝野経済産業大臣とナビウリナ経済発展大臣が会談した際、「日本国経済産業省とロシア連邦経済発展省との間の経済近代化分野の協力に関する覚書」を締結した。この覚書は、日露間の貿易・投資の発展を目指し、両国間で協力を推進することとしており、特に、ロシア政府の推進する「経済近代化」政策にフォーカスを当てている。

日露間の貿易・投資は、拡大傾向にあるものの、両国の経済規模を考慮すると小規模であり、拡大の余地は大きい。

日露通商の更なる拡大には、ロシアの貿易・投資環境の整備が鍵となる。

(2) 日本と中央アジア・コーカサス諸国との関係

日本と中央アジア・コーカサス各国は、貿易・投資環境整備や経済交流の活性化を図るため、経済会議の開催など二国間の経済対話を実施している。

ウズベキスタンとの関係では、2011年6月、タシケントにおいて「日本・ウズベキスタン投資環境に係るワーキング・グループ」を開催した。これは2011年2月のカリモフ大統領訪日時に海江田経済産業大臣とサイドヴァ対外経済関係・投資・貿易大臣との間で署名された「日本国経済産業省とウズベキスタン共和国対外経済関係・投資・貿易省との貿易投資拡大のための協力に関する覚書・アクションプラン」に基づく枠組みである。日本側からは、外貨交換・海外送金や行政手続など、投資環境について改善を要請した。

カザフスタンとの関係では、2011年10月、アスタナにおいて「第3回日本カザフスタン経済官民合同協議会」及び「第12回日本カザフスタン経済合同会議」を開催した。これは、両国間の貿易・投資環境整備、貿易・投資拡大に向けた協力等について官民一体で協議する枠組みであり、ハイテク・イノベーション分野における協力、資源・エネルギー分野における協力及びファイナンス分野における協力等について協議し、今後の経済協力関係の更なる発展について認識を共有した。

アゼルバイジャンとの関係では、2011年11月、バクーにおいて両国の民間が主体である「第7回日本アゼルバイジャン経済合同会議」が開催された。経済産業省からは、担当管理職が参加し、両国間の経済関係の発展に向け、アゼルバイジャンの経済発展政策に即したインフラ整備への投資と協力の可能性について指摘した。

6. 日・中東アフリカ諸国関係

6. 1. 中東・北アフリカ地域

(1) 総論

2010年12月にチュニジアで発生した、市民による政府への大規模な抗議活動（いわゆる「アラブの春」）は、その後、中東・北アフリカを中心としたアラブ諸国へと拡大

した。こうした抗議活動の背景には若年層の失業問題があることから、我が国は、中東・北アフリカ諸国への直接投資の拡大や産業人材の育成などを進めるとともに、官民ハイレベルが参加する中東・北アフリカ諸国との対話の場を設定し、緊密な協力関係の構築をはかってきた。その結果、中東・北アフリカ地域への我が国企業の進出及び同地域からの石油資源の安定的な確保に繋がっている。

(2) 多国間関係の強化

GCC諸国との間で二国間経済委員会、投資ミッション、セミナーの開催や産業協力等を実施し、総合的な二国間関係の構築に向けた取組を実施した。また、GCC 6カ国の国営石油会社等の職員を日本に招聘し、経営管理手法に関する研修事業を実施した。

(3) 二国間関係

サウジアラビアについては、2007年に設立された「日本・サウジアラビア産業協力合同タスクフォース」により、2012年3月末までに6案件の投資の実現、3つの研修所の設立・運営、中小企業政策立案の支援を実施した。具体的には、2012年2月にはアズビル株式会社が新たにサウジアラビアへの投資を決定するとともに、人材育成支援については「サウジアラビア電子・家電製品研修所（SEHAI）」の開所式兼卒業式が2011年9月に開催され、松下経済産業副大臣が出席した。また、中小企業政策支援については、サウジアラビア商工省中小企業センター所長に対する我が国支援体制の視察及び松島東京理科大学教授による現地調査ミッションを実施した。

一方、東日本大震災直後の2011年4月には、リヤドにて開催された第26回「サウジアラビア伝統と文化の国民祭典（ジャナドリヤ祭）」においてゲスト国として日本館を出展し、伝統文化から最先端技術に至る日本の多面的な魅力（日本力）を発信し、サウジ要人多数を含む30万人が来館するなど大きな成功を収めた。また、枝野経済産業大臣（2011年10月）、松下経済産業副大臣（2011年9月）、柳澤経済産業大臣政務官（2012年1月）がサウジアラビアを訪問し、上記タスクフォースの協力分野を、水や省エネルギー・再生可能エネルギー、スマートコミュニティ、スーパーコンピュータ等のインフラ分野にまで拡大する

ことで合意した。

さらに、こうしたタスクフォースの成果のまとめと新たな分野での協力強化のため、2012年2月に「日本・サウジアラビア産業協力フォーラム」を東京で開催し、サウジアラビアよりタウフィーク商工大臣、ジャーセル経済企画大臣及びヤミニ・アブドゥラー国王原子力・再生可能エネルギー都市（KACARE）総裁が来日した。また、当該フォーラムに続いて第11回日本・サウジアラビア合同委員会を開催し、二国間関係について幅広く議論を行った。

UAEについては、2011年10月に枝野経済産業大臣がアブダビを訪問し、マンスール副首相、ハルドゥーン執行関係庁長官、ダーヒリ最高石油評議会事務局長及びスウェーデン国営石油会社総裁と会談し、二国間関係の強化について議論した。また、2012年1月には柳澤経済産業大臣政務官がワールド・フューチャー・エナジー・サミット出席のためアブダビを訪問し、同サミットのパネルディスカッションに登壇、アミン国際再生可能エネルギー機関（IRENA）事務局長やスウェーデン経済開発庁長官と会談した。2012年2月には、東京にて開催された第2回アブダビ投資フォーラム、第1回日本・アブダビ経済協議会に柳澤経済産業大臣政務官が出席、同協議会に出席のため来日したスウェーデン経済開発庁長官と枝野経済産業大臣が会談し、二国間経済交流の更なる強化について議論した。

カタールについては、2011年10月、アディーヤ副首相兼首相府長官、アル・サダ・エネルギー工業大臣が来日した際、枝野経済産業大臣、玄葉外務大臣とともに、第6回日本・カタール合同経済委員会閣僚会合を行い、エネルギーの安定供給、投資協定交渉の早期実現等を議論した。また、水セミナーや投資フォーラムを今後開催することで意見が一致した。

クウェートについては、2011年10月に、震災支援としてクウェートより日本政府へ寄贈された原油500万バレルの引渡式典が行われ、枝野経済産業大臣が出席した。2011年12月に北神経済産業大臣政務官が第16回日本・クウェート民間合同委員会に出席、来日したハールーン計画・開発担当大臣と会談。2012年3月に、国賓として来日したサバーハ首長と枝野経済産業大臣が会談。経済分野における関係強化について議論した。

イラクについては、2011年6月、バスラ県へ外務省の

坂場イラク復興担当大使を団長とする、商社・エンジニアリング会社・メーカー等をメンバーとする官民ミッションを外務省・経産省の共同で派遣。バスラ県関係者・南部エネルギー公社幹部らとのビジネス会合及び個別商談会等を開催した。11 月には、坂場大使を団長とした官民ミッションを派遣、イラク戦争後初めて日本人がバグダッドでの国際見本市に参加した。見本市では、日本製品のプロモーションを実施するとともに、イラク政府関係者や出展企業とイラク市場への参入可能性につき、意見交換した。翌 12 月には、マリーキー首相が来日。経済協力・エネルギー協力に加えて幅広い分野のビジネス協力について議論。また、両国官民が一同に会する「産業協力会議」を初めて開催し、官民の対話が大きく進展した。

トルコについては、2011 年 12 月、枝野経済産業大臣は、来日中のババジャン副首相と会談し、日トルコ経済協力のための政府間対話の枠組み構築、原子力協力の推進、E P A / F T A 交渉に向けた協議等について意見交換を行い、引き続き様々なレベルでの協議を通じて二国間関係を強化していくことに合意した。

イランについては、核開発問題の解決に向け、国際社会と協調し、対話と圧力の両面で働きかけを進めている。2010 年 6 月、国連安保理の対イラン制裁決議（1929 号）の採択に伴い、我が国は同 8 月に同決議の履行のための措置を閣議了解し、同 9 月には同決議に付随する金融資産凍結等の措置を実施、2011 年 12 月、2012 年 3 月には資産凍結等の対象となる法人・個人の追加指定を行った。2011 年 12 月、米国大統領は、イランから輸入する原油等の代金決済のため、イラン中央銀行等と金融取引を行った外国金融機関に、米金融機関とのドル取引を禁じる制裁措置を含む「国防授權法」に署名し成立（但し、イラン産原油の購入を相当程度削減した国について、180 日間制裁の適用を免除する例外規定あり）。我が国は米国との協議の結果、2012 年 3 月 20 日に例外規定の適用を受けた。

ヨルダンについては、ハッサン計画・国際協力大臣が 2011 年 6 月、2012 年 3 月に来日し、それぞれ松下副大臣、北神政務官と会談を実施。原子力分野や、再生可能エネルギー分野等における二国間の協力可能性について意見交換を行った。

モロッコについては、2012 年 3 月、エル・オトマニ外

務・協力大臣が来日し、枝野大臣と面談を実施。再生可能エネルギー分野等における二国間の協力可能性について意見交換を実施した。

その他、オマーン、バーレーン、イエメン、レバノン、イスラエル、エジプト、リビア、チュニジア、等の要人訪問や、経済産業省幹部出張の機会を捉え、政府要人と、経済関係の強化に資する議論を行う等、多面的な資源外交を実施した。

6. 2. アフリカ諸国（サブサハラ地域）

(1) 貿易・経済関係

アフリカ諸国は、豊富な天然資源、約 10 億人もの市場を有し、堅調に経済成長を遂げている（2001～2010 の平均成長率は 5.7%）。欧米の石油メジャー、中国企業の進出が拡大しており、日本としても資源エネルギーの安定供給をはじめ、アフリカとの更なる関係強化に努めている。特に、アフリカ開発会議（T I C A D）において、日・アフリカ間の貿易・投資促進に向けて、各国との政策対話や投資セミナー開催、官民ミッションの派遣等を行った。2012 年 2 月には松下経済産業副大臣が南アフリカ・モザンビークを訪問し、南アフリカではアフリカ鉱山投資会議（マイニング・インダバ）（注）に日本政府代表として出席。「アフリカと日本の新たな絆」と題し、基調講演を行った他、南アフリカ、モザンビーク、コンゴ民主共和国、アンゴラ、ザンビアの鉱物関係大臣と会談を行った。モザンビークでは、ゲブーザ大統領他と資源分野を中心とした二国間関係強化について会談を行った。

（注）世界から 800 以上の資源企業、アフリカ 40 か国以上の政府が出席。2012 年は 7,200 名が参加。

(2) T I C A D フォローアップ

2008 年 5 月、横浜にて開催された第 4 回アフリカ開発会議（T I C A D I V）を受けた動きとして、2011 年 10 月、スーダン、南スーダン、ケニアを対象とするアフリカ貿易投資促進官民合同ミッションを派遣。日本企業 14 社と 5 機関が参加し、日本企業の貿易・投資を促進するため各国政府要人や企業関係者らと意見交換を行った。2011 年 6 月、経済産業省と在京アフリカ大使との政策対話を開催。日・アフリカ間の貿易・投資促進に向けた意見交換を

行った（同年11月には第2回政策対話を実施）。2012年3月には、日・SADCインフラ投資セミナーを東京で開催。SADC諸国のインフラ投資関係者らを招き、インフラ分野での更なる投資促進に向けた意見交換を行った。

（3）二国間・地域共同体との関係

2007～2012年度事業として、ボツワナにおいて、南部アフリカ開発共同体（SADC）諸国を対象とした地質リモートセンシングセンターを開設（2012年2月までにJOGMECと南部アフリカ地域10ヶ国との間でMOUを締結）。2011年11月、リモートセンシング技術の移転のためのセミナーを開催、SADC加盟国10ヶ国から50名が参加した。2011年5月、南部アフリカ・フォーラムが東京で開催され、松下経済産業副大臣が出席。SADC諸国との貿易・投資分野での関係強化について意見交換を行った。2011年12月、ハイレマリアム・エチオピア副首相兼外務大臣が訪日し、藤村官房長官と会談。二国間の技術支援や貿易・投資の促進に向け協力していくことを確認した。2012年2月、アリ・モザンビーク首相が訪日し、野田首相と会談。エネルギー、インフラ開発を含む広範な分野における二国間協力関係強化を表明した。その他、南部・東部地域を中心としたアフリカ諸国からの要人の表敬を受け、二国間の経済・資源エネルギー関係強化に資する議論を実施した。

6. 3. 今後の方向性

中東・北アフリカ諸国との更なる関係強化を図り、資源国の要望を踏まえた産業協力（産業政策支援、二国間投資等）、エネルギー協力を行うことで、多面的な協力関係を構築する。また、資源国については、近年の資源価格の高騰による資金力の増大や人口増加などを踏まえて、高い経済成長が期待されている。日本企業が新たな市場を確保できるよう支援し、日本経済の競争力強化を後押しする。

アフリカ諸国（サブサハラ地域）は、我が国にとってエネルギー・鉱物資源の供給源及び貿易・投資のパートナーとして、重要性が拡大している。TICADプロセスを通じ、アフリカ開発へ積極的に関与し、資源外交、プラント輸出等の市場開発の分野で連携強化を図っていく。

7. APEC（アジア太平洋経済協力）

APECは、日本とオーストラリアが主導して1989年に創設した、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組み。発足時には12であった参加国・地域は徐々に拡大し、2012年3月現在では、21か国・地域が参加している。

APECは、参加国・地域の自主性を重んじ、域外に対しても貿易・投資の自由化・円滑化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義（open regionalism）」を標榜しており、また、NAFTA（North American Free Trade Agreement：北米自由貿易協定）諸国、ASEAN 7か国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしていることから、地域統合間の連携としての側面も持っている。

（参考）2012年3月現在のAPECメンバー

（＊は発足時の12メンバー）

- ・ASEAN（フィリピン＊、インドネシア＊、マレーシア＊、タイ＊、シンガポール＊、ブルネイ＊、ベトナム）
- ・米州（米国＊、カナダ＊、メキシコ、チリ、ペルー）
- ・オセアニア（豪州＊、ニュージーランド＊、パプア・ニューギニア）
- ・その他（日本＊、韓国＊、中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ、ロシア）

7. 1. 首脳会議

首脳会議は、APEC参加国・地域の首脳が参集し、経済問題に関して幅広い見地から自由に意見交換を行うものである。年1回開催され、毎回、首脳宣言が発出されている。米国のクリントン元大統領の提唱により、1993年11月に初めて米国シアトルで開催された。

（1）第19回APEC首脳会議

2011年11月12日及び13日に、米国ホノルルにてAPEC首脳会議が開催された。我が国からは野田内閣総理大臣（当時）が出席し、「成長と雇用」、「規制改革と競争力」及び「エネルギー効率・エネルギー安全保障」などについて意見交換が行われた。

首脳宣言には、[1]「地域経済統合の強化及び貿易の拡大」、[2]「グリーン成長の促進」及び[3]「規制収斂及び

協力の促進」に関し、イノベーション政策が貿易・投資を制限することを防ぐための「効果的、無差別かつ市場主導型のイノベーション政策のための共通原則」や、環境物品（環境への負荷の低減に資する製品等）に関する関税を2015年末までに5%以下までに削減することを含め、環境物品・サービスの貿易投資の自由化のための措置など、各エコノミーが実施することに合意した内容等が盛り込まれた。

（ア）成長と雇用

ラガルド IMF 専務理事の報告の後、各エコノミーからは欧州経済がアジア太平洋地域に及ぼす影響と地域の協力の必要性、成長と雇用を実現するための地域経済統合の重要性などについて議論が行われた。野田総理からは、TPP協定交渉参加に向けて関係国との協議に入ることとしたことを表明した上で、世界経済についての情勢認識・対応や我が国の経済成長戦略に関して説明。

（イ）規制改革と競争力

民間部門の力を成長の原動力にしていくための規制の在り方に関する議論が行われた。各エコノミーからは、規制の策定や見直しに関する自らの考え方や経験の紹介が行われた。

（ウ）エネルギー効率・エネルギー安全保障

野田総理より基調発言として、[a]世界最高水準のエネルギー効率を達成するための我が国の省エネルギーに関する取組、[b]今後の我が国のエネルギー政策に関する挑戦、[c]アジア太平洋地域におけるエネルギーに関する今後の協力、に関して説明。各エコノミーからは、エネルギー効率を高めるための政策に関する紹介や、環境への影響を低減しながらエネルギー安全保障を実現するためのエネルギーミックスに関する考え方、天然ガスの活用などについて議論が行われた。

7. 2. 閣僚会議

(1) 第23回APEC閣僚会議

2011年11月10日及び11日に、米国ホノルルにおいて、APEC閣僚会議（貿易担当大臣会合：議長はカーク米通商代表、外務大臣会合：議長はクリントン米国务長官）が開催され、我が国からは、枝野幸男経済産業大臣（当時）、玄葉光一郎外務大臣（当時）及び山口壯外務副大臣（当時）

が出席した。今次会合の成果として、「閣僚声明」、「WTOドーハ・ラウンド交渉と保護主義の抑止に関する閣僚声明」の他、「災害への強靱性に関するハイレベル政策対話」及び「オープン・ガバナンスと経済成長に関するハイレベル政策対話」の各文書が発出された。会合における議論の概要は以下のとおりである。

（ア）貿易大臣会合

(A) 多角的貿易体制の支持

我が国から枝野経済産業大臣及び山口外務副大臣が出席した。

WTOドーハ・ラウンド交渉（DDA）が膠着状況にある中で、WTO体制の維持・強化のためAPECとしていかなる貢献が可能かにつき閣僚間で議論が行われた。

各エコノミーからは、DDA交渉について、(a)近い将来の交渉全体妥協の見込みがないこと、(b)部分合意を含め新たなアプローチが必要であること、更に、(c)年末の閣僚会議（MC8）に向け成果を出していくことが重要であることが指摘された。

また、保護主義の抑止について、2008年にAPEC首脳が表明したスタンドスティル（輸出規制を含む、新規の保護主義的措置の不導入）に関する約束を2015年末まで延長することが合意された。

枝野経済産業大臣からは、年末の閣僚会議でも保護主義抑止に向けた強い決意を発信すべき旨述べた。山口外務副大臣からは、世界の成長センターであるAPECとして、保護主義抑止を含め高い水準のコミットメントが必要である旨、また、ロシアのWTO加盟の実質的合意を歓迎する旨述べた。

(B) 米国の優先課題

本セッションでは、米国年の3つの優先課題が議論され、玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、山口外務副大臣が出席した。

「地域経済統合と貿易の拡大」については、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）、中小企業、イノベーション等、各エコノミーが重視する点について意見の表明があった。玄葉外務大臣及び枝野経済産業大臣からは、ASEAN+3、ASEAN+6と並んで、TPP協定がFTAAP構想を追求していく上で基礎となる取組となる旨言及した上で、11日に野田総理大臣がTPP協定交渉参加に

向けて関係エコノミーとの協議に入ることとした旨表明した。次世代型の貿易・投資課題のイノベーションについては、各エコノミーがイノベーションの重要性に対する認識を共有しつつ、イノベーション政策原則については、引き続き、首脳間での検討に付されることとなった。

「グリーン成長」については、環境物品・サービスの自由化について、精力的な議論が行われ、持続的な経済成長を実現する観点から極めて意義のある取組であるとの認識が共有され、合意に向けて相当の進展があった。しかし、最終合意には至らず、今後の作業の進め方について首脳間での検討に付されることとなった。この中で、枝野経済産業大臣が環境物品・サービス自由化の重要性を各エコノミー中最初に言及するとともに、山口外務副大臣が合意に向け流れを変える発言を行う等、我が国が議論の進展に大きく貢献した。

(C)環太平洋パートナーシップ（TPP）協定について

我が国から、FTAAPに向けた道筋の中で唯一交渉が開始されているTPP協定に関し、11日に野田総理大臣がTPP協定交渉参加に向けて関係国との協議に入ることとした旨発表したことを議場の内外で紹介した。これに対し、幾つかのエコノミーから、今回の日本の発表を歓迎するとの発言が行われた。

(イ) 外務大臣会合

(A)災害への強靱性に関するハイレベル政策対話

アジア太平洋地域における災害への備えに対する域内の官民連携の促進、民間部門の災害への強靱性の強化の重要性等について議論が行われた。タイからは、洪水被害の現状につき報告があった。本件会合には、米倉経団連会長、相原ABAC委員、ドナヒュー米商工会議所会頭など地域の経済界の要人が出席した。

玄葉外務大臣からは、東日本大震災での経験を踏まえ、自主防災組織、消防団といった地域レベルの我が国の取組に触れつつ、社会全体で自然災害に対応することの重要性を唱えた。来年被災地で開催予定の「災害に関するハイレベル世界会議」、さらには第3回国連防災世界会議招致・開催を通じて地域の災害への強靱性を高めるために貢献したい旨表明した。

(B)オープン・ガバナンスと経済成長に関するハイレベル政策対話

APECにおいて、貿易・投資の自由化及び円滑化をより促進する観点から、汚職腐敗の根絶に向けた取組等を通じて域内透明性とオープン・ガバナンスを進めていく必要性について議論が行われた。

各エコノミーから、汚職・腐敗との闘い、透明性及び説明責任を果たしていくための政府としての取組をそれぞれ紹介しつつ、APECとして、引き続き、腐敗・汚職への対策、透明・公正・説明責任を有する行政運営を強化していくことを再確認した。

玄葉大臣から、我が国のこれまでの取組を紹介しつつ、アジア太平洋地域の経済成長のためには自由で開かれた市場経済環境を整えるため粘り強く努力することが重要であると指摘した。

7. 3. 分野別大臣会合

(1) APEC貿易担当大臣会合、貿易担当大臣・中小企業大臣合同会合

2011年5月19～20日、米国モンタナ州ビッグスカイにおいて、APEC貿易担当大臣(MRT)会合及びAPEC貿易担当大臣・中小企業大臣合同会合が開催され、我が国からは、中山義活経済産業大臣政務官(当時)及び高橋千秋外務副大臣(当時)が出席した。

貿易担当大臣会合では、東日本大震災関連、多角的貿易体制の支持、地域経済統合の強化と貿易の拡大、グリーン成長の推進、規制協力・規制の収斂の推進等について議論。会合の成果として、議長声明及び多角的貿易体制の支持に関する閣僚声明が発出された。

貿易担当大臣・中小企業大臣合同会合では、中山政務官から、政府・中小企業支援機関・金融機関が一体となって中小企業の国際展開を推進するため2010年10月に立ち上げた海外展開支援会議において進められている取組や、2010年のAPEC中小企業大臣会合で合意された岐阜イニシアチブに基づく取組の進展状況を紹介した。会合の成果として、中小企業の貿易阻害要因を特定した共同声明が発出された。

(2) APEC中小企業大臣会合

2011年5月21日、米国モンタナ州ビッグスカイにてAPEC中小企業大臣会合が開催された。各エコノミーの中

小企業大臣等が参加し、我が国からは中山義活経済産業大臣政務官（当時）が出席した。中山政務官からは、東日本大震災に関する我が国の中小企業対策や日本の製品の安全性にかかる取り組み、2010 年に取りまとめられた岐阜イニシアチブの進捗状況について報告がなされた。本会合では、「中小企業の競争力強化のためのビジネス倫理の採用」、「ビジネスコスト削減のための中小企業の新技術利用促進」、「グリーン中小企業を支援する政策の特定」を主要なテーマとして議論を行い、アジア大洋州地域の中小企業と起業家の重要性の認識を共有するとともに、岐阜イニシアチブ実行の重要性を確認する点も盛り込まれた共同閣僚声明をとりまとめた。

(3) A P E C 女性と経済サミット

2011 年 9 月 13 日～16 日、米国サンフランシスコにおいて、A P E C 女性と経済サミットが開催され、我が国からは、中塚内閣府副大臣（当時）、中野外務大臣政務官（当時）、林横浜市長などが出席した。

本会合では、クリントン米国務長官の議長のもと、「サンフランシスコ宣言」を採択し、[1]資本へのアクセス、[2]市場へのアクセス、[3]能力・技術開発、[4]女性のリーダーシップの 4 つを優先分野として、女性の経済参加を妨げている障害に対処する旨の決意を表明した。

(4) A P E C エネルギー・交通大臣合同会合

2011 年 9 月 13 日、米国サンフランシスコで A P E C エネルギー・交通大臣会合が開催され、全 21 ヶ国・地域の A P E C メンバーのエネルギー及び交通大臣、政府関係者、民間 C E O、学者等参加のもと、A P E C 地域における省エネ・低炭素・持続可能な交通の未来に向け、官民が対話を行った。その成果は、「アクション・アジェンダ」としてとりまとめられた。